

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第1章第1節1(2)
2. 施策名	森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策 (多面的機能の発揮のための森林の整備の推進)
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第2節 里地里山の保全と持続可能な利用
4. 施策の目標など	森林施策の適切な実施に不可欠な地域における活動を確保するための支援 生物多様性の保全、地球温暖化防止、国土保全等の森林のもつ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業を実施する上で不可欠な森林の現況調査等の地域活動を支援し、適切な森林整備を推進する。
5. 施策の概要	森林整備地域活動支援交付金制度 平成14年度に交付金の交付を開始した。森林施業計画を策定している森林所有者等に対し、人工林、育成天然林のうち手入れが必要な林齢の森林面積1ha当たり1万円を現況調査等の森林施業に不可欠な活動の経費として交付する。
6. 予算・税制等項目	平成14年度予算 ・森林整備地域活動支援交付金 10,845百万円 ・森林整備地域活動支援推進事業 388百万円 平成15年度予算同上
7. 実績・進捗状況	平成14年度に交付金を交付した市町村は、43道府県の1,648市町村である。また、交付金の交付対象となった森林面積は約119万haである。
8. 評価	森林所有者等の森林整備に対する関心が低下することにより、間伐等の森林施業が十分に行われ ない不健全な森林の増加が危惧される中で、本制度の実施を通じて所有森林に対する経営意欲が高 められ、確実な森林施業の実施による多様で健全な森林整備が推進されることは、森林のもつ生物 多様性の保全等の多面的機能の発揮にも大きく寄与するものと評価される。 なお、本制度は平成14年度から開始したものであることから、本格的な効果の発現にはなお時間 を要する。
9. 課題	本制度が、平成15年度以降も引き続き広範に実施されるよう、都道府県、市町村と連携を図りつ つ、普及啓発に努めていく必要がある。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第1章第1節2（1）
2．施策名	森林によって供給される財とサービスの提供及び利用の確保に関する施策 （木材の有効利用の推進等）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4．施策の目標など	再生産が可能で人や環境に優しい素材である木材の有効利用とその供給体制の整備を推進し、林業及び木材産業の活性化を図ることにより、森林の整備及び保全、ひいては生物多様性などの森林の有する多面的な機能の高度発揮の確立に資する。
5．施策の概要	<p>木材利用の意義について国民への普及啓発 木の良さや木材利用の意義等について、シンポジウムや講習会の開催、パンフレットの作成、インターネットやマスメディアの活用等を通じて普及啓発を実施。</p> <p>住宅への利用推進 木材供給者と大工・工務店等との連携による地域材利用の家づくりを促進するための関係者に対する説明会の開催や消費者等に対する普及啓発、非木造住宅用内装材の開発や大消費地における需要開拓のための市場調査等を実施。</p> <p>公共施設への利用推進 シンボル性が高く波及効果の期待できる学校関連施設等の公共施設、木質内装、木製外構施設の地域材を用いた整備とともに、文部科学省と連携して環境を考慮した学校施設（エコスクール）認定校について、内装の木質化への支援を実施。</p> <p>木質バイオマスエネルギーの利用推進 製材工場等残材や建設発生木材等の未利用木質資源のエネルギー利用を促進するため、バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設等の整備を実施。</p> <p>木材産業の構造改革 品質・性能の安定した製品を低コストで安定的に供給できるよう、加工施設の高度化、流通の合理化等の木材産業の構造改革を進めるため、必要な加工流通施設の整備、木材利用に関する技術開発への支援等を実施。</p>
6．予算・税制等項目	<p>平成14年度予算91百万円</p> <p>平成14年度予算387百万円</p> <p>平成14年度予算790百万円</p> <p>平成14年度予算353百万円</p> <p>平成14年度予算2,667百万円</p>
7．実績・進捗状況	平成14年度
	<p>47都道府県において、講習会、シンポジウムの開催、木工教室等を実施。</p> <p>43都道府県において関係者に対する説明会の開催、セミナー等による普及啓発、住宅用内装材の開発等を実施。</p> <p>64施設を整備</p> <p>4施設を整備</p>

製材機械や乾燥装置等加工施設、原木自動選別機等流通施設126カ所の整備、公募方式による技術開発22件への支援等を実施

8．評価

景気の低迷等に伴い新設住宅着工戸数や紙・板紙生産量が減少したことから、結果として平成14年度の木材需給量は大幅に減少したものの、このような中で国産材の需給量については減少の割合は鈍化した。また、木質バイオマスを利用した施設も増加傾向にある。したがって、平成14年度において、5．で示した施策を実施したことは、健全な森林の育成・整備を促進するものであり、ひいては我が国の生物多様性の保全上重要な意義を有するものと評価。

9．課題

5．に掲げる施策については、前述のとおり一定の成果を上げているものの、今後は新たに、森林所有者から住宅生産者までの連携強化による「顔の見える木材での家づくり」、関係省庁との連携の強化等による波及効果の期待できる公共施設の木造化の推進、消費者のニーズに対応した情報提供、林地残材の効率的な収集・運搬に資する機材の整備等により、木材の有効利用を強力に推進していくことが必要。また、同時に地域材を利用した合板や集成材等の供給体制の構築等木材産業の一層の構造改革が必要。

林野庁木材課

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第1章第1節3
2. 施策名	国有林野における取組
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第1節 重要地域の保全と生態的ネットワーク 第2節 里地、里山の保全 第4節 自然の再生、修復 第5節 野生生物の保護管理
4. 施策の目標など	
<p>国有林野事業では、原生的な森林生態系天然林や優れた自然環境を有する森林貴重な動植物の生息・生育地等を「保護林」に設定し、その保護に努めるとともに、保護林同士を連結したネットワークによる野生動植物の移動経路の確保を通じ、生息・生育地の拡大、個体群の交流を促進し、種の保存や遺伝的な多様性の確保を図る「緑の回廊」の取組を進めるなど、生物多様性の保全を推進。</p>	
5. 施策の概要	
<p>保護林の設定 平成14年度には、新たに3箇所の保護林を設定するなど、原生的な森林生態系や優れた自然環境の保護を推進。</p> <p>緑の回廊の設定 平成14年度は、新たに4箇所の緑の回廊を設定するなど、保護林を核としたネットワークを確保。</p>	
6. 予算・税制等項目	
<p>保護林保全緊急対策事業 平成14年度100千円、平成15年度予算同額 「緑の回廊（コリドー）」整備特別対策事業 平成14年度207百万円、平成15年度予算同額 希少野生動植物種保護管理事業 平成14年度111百万円、平成15年度同額 森林生態系保護地域バッファゾーン整備事業 30百万円、平成15年度同額</p>	
7. 実績・進捗状況	
<p>保護林設定面積 約62万 ha（824ヶ所）（平成15年4月1日現在） 緑の回廊設定面積 約31万 ha（17箇所）（平成15年4月1日現在）</p>	
8. 評価	
<p>保護林、緑の回廊について、適切な保護管理により優れた自然環境が保全されているとともに、新規設定等の手続きが順調に進んでおり、今後も設定面積が増加する見通し。</p>	
9. 課題	
<p>今後も引き続き適切な保護管理を実施することが必要。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第1章第2節3
2. 施策名	環境に配慮した農業農村の整備
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第1節 重要地域の保全と生態的ネットワーク形成 第2節 里地里山の保全と持続可能な利用
4. 施策の目標など	
<p>農業生産基盤の整備や農村生活環境の整備、農地の保全等を行う農業農村整備事業の実施に際しては、農業生産性の向上等の目的を達成しつつ、地域全体を視野において、可能な限り二次的自然や景観等への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な環境を形成・維持し、持続可能な社会の形成に資するよう、さらに環境との調和に配慮していくものである。</p>	
5. 施策の概要	
<p>土地改良法を改正し、環境との調和への配慮を事業実施の原則として位置づけ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田園環境整備マスタープランの作成 環境との調和への配慮については、地域自らが将来の望ましい農村環境の姿を展望した「田園環境整備マスタープラン」を作成し、これに基づき実施。 ・環境情報協議会の設置 環境との調和への配慮の客観性、透明性を確保し事業の円滑な推進を図るために、地方農政局等に環境情報協議会を設置。 <p>生態系などの環境に配慮した整備の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親水・景観保全施設(せせらぎ水路等)、生態系保全施設(魚道等)など、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るために必要な施設と一体的な農業水利施設の整備。 ・動植物保護施設(道水路横断工、蛍ブロック等)、動物誘導施設(鳥獣進入防止柵等)、植栽など、農業生産機能と生態系の調和を図った整備の実施。 ・環境に配慮した施設の機能を良好に発揮させるための地域住民を交えた環境機能の維持・増進活動(活動組織づくり、クリーン活動等)を支援。 <p>環境保全技術の確立・環境配慮の支援と推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮工法をモデル的に実証・評価し、環境調査・配慮工法を開発・体系化。また、得られた生態系の保全技術・知見を普及。 ・環境との調和に配慮した事業計画を効率的に作成するため、技術と人材に係る情報、生物情報等をデータベース化。 ・環境との調和に配慮した調査、計画策定と設計にあたり、基本的な考え方や仕組み、留意事項等を示した「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」を作成。 <p>自然再生への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道サロベツ湿原において、湿原の保全に配慮した農地整備の調査を環境省と連携して実施。 ・農村地域において、地域住民、NPO等による自然環境の保全・再生活動を支援するため、技術支援や情報提供等を行うとともに、パートナーシップによる人材育成や体制づくりを支援。 	
6. 予算・税制等項目	
<p>平成14年度当初予算 農業農村整備事業費 924,170百万円の内数 平成15年度当初予算 農業農村整備事業費 878,880百万円の内数</p>	
7. 実績・進捗状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・田園環境整備マスタープランは、平成14年度末までに2,027市町村において作成され、このマス 	

タープランに基づき生態系等の環境に配慮した事業の実施を推進。

- ・環境情報協議会を、地方農政局、都道府県等に設置し事業地区の環境配慮に関する意見や情報の交換を実施。
- ・「手引き」に基づいて事業担当者を対象とした研修会を実施し、環境配慮に係る技術力の向上を図った。

8．評価

施策の実施により、全国で田園環境整備マスタープランの策定が進み、マスタープランに基づき環境に配慮した事業を実施する仕組みを確立した。また、モデル地区での実証調査や環境調査・配慮手法の検討等が実施され、それにより得られた技術・知見等を事業の実施に反映させることで環境との調和に配慮した事業の展開が図られると評価している。

9．課題

環境との調和に配慮した農業農村整備を一層促進するためには、環境配慮に関する更なる技術や情報の蓄積や技術者の育成、農家等が地域住民の参加や協力を得て維持管理等を行う新たな体制の確立等に努めることが必要である。

農林水産省農村振興局計画部資源課
事業計画課
整備部設計課

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第1章第2節4								
2. 施策名	農村の環境の保全と利用								
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第2節 里地里山の保全と持続可能な利用								
4. 施策の目標など	農村地域の豊かな自然や美しい景観を活用した都市と農村の交流により、都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化を図るとともに、中山間地域等の振興により農業生産活動による多面的機能の確保を図る。								
5. 施策の概要	<p>棚田地域等の生産基盤の整備 中山間地域の棚田等において、過疎化・高齢化が進行する中、営農の継続を通じた多面的機能の発揮を図るため、地域の特性に即した簡易な農地、農道等の整備を実施。 農地などの維持管理等の活動の支援 中山間地域等において、農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための交付金を交付する中山間地域等直接支払制度を実施し、農地や水路、農道の維持管理等の活動を支援。 自然とのふれあい空間の整備 「谷津田」等農業上の利用度が低い地域資源を都市住民の自然とのふれあいの場や子供達の自然教育の場として活用することにより、都市住民の自然とのふれあいの実現を図るため、散策道、休憩所などの整備を支援。 都市農村交流の促進 農地の有効利用を図りつつ、都市住民の農業・農村への理解を深めるとともに地域の活性化を図るため、グリーン・ツーリズムの推進や市民農園の整備等の都市農村交流を促進</p>								
6. 予算・税制等項目	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平成14年度</td> <td style="width: 15%;">700百万円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>33,000百万円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>100百万円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>170百万円</td> </tr> </table>	平成14年度	700百万円	平成14年度	33,000百万円	平成14年度	100百万円	平成14年度	170百万円
平成14年度	700百万円								
平成14年度	33,000百万円								
平成14年度	100百万円								
平成14年度	170百万円								
7. 実績・進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田地域等保全整備事業により、80地区を実施した。 ・中山間地域等直接支払制度の実施により、平成14年度までに655千haの農地について、維持管理等の活動を行うため33,430の協定が締結された。 ・平成14年度までに全国で147千区画の市民農園が開設された。 								
8. 評価	これらの施策の実施により、都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化のほか、中山間地域等での農業の多面的機能の継続的な確保に寄与するものと評価している。								
9. 課題	今後とも、都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化や棚田等の美しい景観の保全など多面的機能の発揮等に向け、都市と農山漁村の交流のための施策及び地域の特性に応じた整備等の施策を講ずる必要がある。								

農林水産省農村振興局地域振興課
 農村振興局整備部農村整備課

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第1章第3節3
2．施策名	緑地の保全・創出に係る総合的な計画の策定
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第2節 里地里山の保全と持続可能な利用
4．施策の目標など	
<p>自然と人間の共生する緑豊かな都市を形成し、国民が豊かさを実感できる生活環境を形成していくためには、官民が一体となって、都市における緑地の保全・創出を図ることが必要である。そのため、都市緑地保全法第2条の2の規定に基づき、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画（「緑の基本計画」）を策定するものである。</p>	
5．施策の概要	
<p>策定主体 市町村が策定する。策定した際は、緑の基本計画を公表するとともに都道府県知事に通知する。（策定する際には事前の公聴会開催等、住民の意見を反映するための措置が義務付けられている）</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全及び緑化の目標 ・緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> * 緑地の配置の方針に関する事項 * 緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項 * 緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項 * 緑化の推進を重点的に図るべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項（*については、必要に応じて定めることとしている。） 	
6．予算・税制等項目	
7．実績・進捗状況	
<p>平成14年3月末時点</p> <p>【緑の基本計画を策定した地方公共団体数】 477市区町村</p> <p>【人口50万人以上の大都市のうち緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合】 86%</p>	
8．評価	
<p>緑の基本計画の策定を通じて、住民・NPO等の緑の保全・創出への参加意識や気運が醸成されることとなり、生物多様性保全につながる生物の生息・生育地となる緑地の保全・創出についても、幅広い主体によるさまざまな取組が展開されている。</p>	
9．課題	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第1章第3節4
2．施策名	緑地の保全・創出に係る諸施策の推進
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第1節 重要地域の保全と生態的ネットワーク形成 第2節 里地里山の保全と持続可能な利用
4．施策の目標など	
<p>都市において、より豊かな生物相を支えることができる環境を回復する観点から、都市全体において、樹林地や水辺、段丘崖の緑、社寺林、屋敷林などをネットワーク化するよう、緑地の保全・創出に係る諸施策を連携して推進していくことが必要。また道路の整備においては、生物多様性保全のほか、良好な景観の形成、二酸化炭素の吸収等に資する道路緑化の促進や自然環境保全への配慮を図る。</p>	
5．施策の概要	
<p>都市公園の整備 都市公園の整備により、都市に残された貴重な緑地の保全と積極的な緑地の創出を図り、多種多様な生き物の生息生育空間の場となる身近な自然としての緑地の確保を行っている。また、良好な自然的環境が消失し、環境の保全・再生を積極的に図るべき地域において、環境の向上に資する良好な緑地の整備を行う自然再生緑地整備事業を平成14年度に創設し、都市における自然再生、多様な生物の生育生息基盤の確保等を推進している。特に、埼玉県の新田くぬぎ山地区では、二次的自然環境の再生・保全・活用を推進することにより、武蔵野の雑木林の復元に取り組んでいる。</p> <p>道路整備における生物多様性の保全への配慮 樹木による道路のり面、植樹帯、中央分離帯などの緑化の促進、道路のり面、インターチェンジ等のオープンスペースを活用した多様な生物の生息・生育空間(ビオトープ)を積極的に創出する。</p> <p>公共公益施設等における緑の創出 都市における水と緑のネットワークを構築するため、都市公園、道路、河川などの公共公益施設等における緑を積極的に創出する。</p> <p>近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区 近郊緑地保全区域は、首都圏の近郊整備地帯又は近畿圏の保全区域内の樹林地等で、圏域レベルで相当規模を有しているものについて、国土交通大臣が指定するもので、区域内の重要な緑地については、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めている。特別保全地区においては、建築物の新・増・改築、木竹の伐採など一定の行為が制限され、現状凍結的に保全される。行為規制に伴う土地の買入れ及び施設整備等について国庫補助を行っている。</p> <p>緑地保全地区 都市内に残された緑地について、都市計画に緑地保全地区を定め、建築物の新・増・改築、木竹の伐採など一定の行為を制限し、現状凍結的に保全するもの。行為規制に伴う土地の買入れ及び施設整備等について国庫補助を行っている。</p> <p>歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区 歴史的風土保存区域は、歴史的風土の保存を図るため、わが国の建造物、遺構等と一体をなす自然環境としての緑地について、国土交通大臣が指定するもので、区域内の重要な緑地については、都市計画に歴史的風土特別保存地区を定めている。特別保存地区においては、建築物の新・増・改築、木竹の伐採など一定の行為が制限され、現状凍結的に保全される。行為規制に伴う土地の買入れ及び施設整備等について国庫補助を行っている。</p> <p>風致地区 都市における風致の維持を目的として定められる、都市計画の地域地区のひとつ。地区内では、政令で定める基準に従い、都道府県等の条例で、建築物の建築等の行為について規制を行う。</p>	

市民緑地

土地所有者と地方公共団体等が緑地を市民に公開する契約を締結することによって、土地所有者が当該緑地を市民へ公開することを支援・促進し、緑の保全を推進する制度。

生産緑地地区

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図るもの。地区内においては、営農の継続が必要とされ、建築物の建築等の行為が制限される。

その他、屋敷林、雑木林等の保全について

保存樹、保存樹林の指定や、緑地協定の活用等により、適切に緑の保全を進める。

私有地における緑の創出

緑化施設整備計画認定制度等を活用し、屋上・壁面を含む民間の建築敷地内の緑化を推進する。

「緑の回廊構想」の推進

都市における生物の生息・生育空間や移動空間となる緑の連続による生物多様性の向上に資する「緑の回廊」の形成の効果の検証等を実施。これを踏まえ、平成15年度から、都市の緑とオープンスペースの一体的な整備・保全の推進や公園緑地・河川・道路等の連携による水と緑のネットワークの形成の推進を図っている。

6. 予算・税制等項目

都市公園事業

平成14年度予算 148,500百万円(国費) 平成15年度予算 142,839百万円(国費)

道路緑化

平成14年度予算 33,400百万円(事業費) 平成15年度予算 34,300百万円(事業費)

古都及び緑地保全事業

平成14年度予算 7,004百万円(国費) 平成15年度予算 7,284百万円(国費)

7. 実績・進捗状況

都市公園等面積 98,974ha(平成14年3月末現在)

都市内道路緑化率 1) 51%(平成14年度末見込み)

1) DID 地区内の完成4車線以上の国道、都道府県道、市町村道の管理延長に対する緑化延長の割合)

近郊緑地保全区域 96,905ha(平成14年3月末現在)

近郊緑地特別保全地区 3,442ha(平成14年3月末現在)

緑地保全地区 1,411ha(平成14年3月末現在)

歴史的風土保存区域 15,525ha(平成14年3月末現在)

歴史的風土特別保存地区 8,324ha(平成14年3月末現在)

風致地区 168,943ha(平成14年3月末現在)

市民緑地 77ha(平成14年3月末現在)

生産緑地地区 15,189ha(平成14年3月末現在)

緑化施設整備計画認定制度における認定緑化施設 8箇所(平成15年3月末現在)

8. 評価

都市における緑の保全、創出、活用に係る施策を総合的、計画的に実施するための緑の基本計画等に基づいて、これら各種の施策が効果的に推進されている。

9. 課題

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第1章第3節5
2. 施策名	緑の保全・創出に係る普及啓発等
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第2節 里地里山の保全と持続可能な利用
4. 施策の目標など	都市緑化意識の高揚、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するための普及啓発、都市の緑における環境学習・環境教育の推進、民間活動との協働による緑の創出の取組を図り、都市地域における生物の生息・生育環境の保全・創出を推進する。
5. 施策の概要	<p>普及啓発 みどりの週間（4月23～29日）や都市緑化月間（10月1～31日）において、全国「みどりの愛護」のつどい、全国都市緑化フェア等の開催や「みどりの愛護」功労者表彰、都市緑化及び都市公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者表彰等を実施。</p> <p>環境教育 都市公園等において、地域での市民の環境活動や指導者の育成、各種環境学習プログラムの実施など、都市の緑における環境学習・環境教育を推進。</p> <p>民間活動との協働による緑の創出の取組 緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材等に係る助成等を行う民間における事業等を積極的に支援。</p>
6. 予算・税制等項目	
7. 実績・進捗状況	<p>全国「みどりの愛護」のつどい 平成14年度(第13回)：4月27日(土) 国営越後丘陵公園(新潟県)</p> <p>全国都市緑化フェア 平成14年度(第19回)：6月15日～8月26日 最上ふるさと総合公園、最上中央公園(山形県)</p>
8. 評価	普及啓発、環境教育、民間活動との協働等により、都市における生物多様性保全につながる生物の生息・生育環境の保全・創出が推進されている。
9. 課題	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第1章第3節6
2. 施策名	下水道事業における生物多様性の保全への取組
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第4節 自然の再生修復
4. 施策の目標など	
下水道事業の推進により公共用水域の水質改善を図り、健全で恵豊かな自然環境の保全・再生に資する。（「国土交通省環境政策の基本的方向」平成15年3月）	
5. 施策の概要	
<p>下水道普及率の向上 下水道の整備により公共用水域の水質改善を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。</p> <p>下水道の高度処理人口普及率の向上 高度処理の普及により公共用水域の水質改善を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。</p> <p>合流式下水道改善率 合流式下水道の改善により公共用水域の水質改善を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。</p>	
6. 予算・税制等項目	
<p>平成14年度 下水道事業予算額 970,008百万円の内数</p> <p>平成15年度 下水道事業予算額 925,024百万円の内数</p>	
7. 実績・進捗状況	
<p>平成14年度において、下水道普及率が64%から65%へ向上した。</p> <p>平成14年度において、下水道の高度処理普及率が10%から12%へ向上した。</p> <p>平成14年度において、合流式下水道改善率が11%から15%へ向上した。</p>	
8. 評価	
<p>平成14年度の下水道普及率は65%であり、第8次下水道整備5カ年計画における平成14年度目標値（66%）を概ね達成出来た状況。</p> <p>平成14年度の下水道の高度処理普及率は12%であり、第8次下水道整備5カ年計画における平成14年度の目標値（12%）を達成できた状況。</p> <p>平成14年度の合流式下水道改善率は15%であり、目標（平成16年度で15%）を2年間早く達成できた状況。</p>	
9. 課題	
<p>下水道の普及は依然として遅れている状態であり、未普及の解消を図るためこれらの地区に対して重点的に補助するなど、引き続き普及促進を図る</p> <p>高度処理の普及は依然として低い状況であり、また、三大湾や指定湖沼等の水質改善状況が悪くこれを改善するため、引き続き高度処理の普及促進を図る。</p> <p>合流式下水道の改善は依然として図られていない状況が残っており、今後概ね10年で緊急に改善を図るため、より一層制度を充実するなど積極的に事業を推進する必要がある。</p> <p>健全な水循環系の構築に向け、下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透等を引き続き推進する必要がある。</p> <p>下水道の施設空間を利用したピオトープの整備、流域全体の生態系を考慮したなじみ放流による放流水質の改善、下水道を通じた環境教育の推進を図る必要がある。</p> <p>下水処理場を通じて公共用水域に放流される微量化学物質や環境ホルモンの実態について、生態系保全の観点から把握することが必要である。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第1章第4節1（4）
2．施策名	河川・砂防（生物の生息・生育空間の保全・復元による生物多様性の確保）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第4節 自然の再生・修復
4．施策の目標など	
<p>河川行政においては、戦後の頻発する自然災害から生命・財産を守るという要請に緊急的・効率的に応えるため限られた空間で洪水を処理してきたこともあり、事業の進め方において、生物の生息・生育環境、地域の景観等への配慮が足りなかったことは否めないが、平成9年の河川法改正により「河川環境の整備と保全」が河川管理の目的となったことも踏まえ、生物の多様な生息・生育環境の確保を図ることが重要となっている。</p>	
5．施策の概要	
<p>多自然型の川づくり 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全・創出するものであり、平成9年の河川法改正により「河川環境の整備と保全」が河川管理の目的となったことも踏まえ、現在では多自然型川づくりが河川整備の基本となっている。</p> <p>魚がのぼりやすい川づくり 堰、床固、ダム、砂防えん堤、河川を横断する施設とその周辺の改良、魚道の設置・改善、魚道流量の確保を行い、河川の上下流方向の連続性を図るもので、河川における生物の生息・生育環境の保全を図るものである。</p> <p>ダム整備等に当たっての環境配慮 ダム事業の実施に当たっては、事前に環境調査、環境影響評価を行い、生物の生息・生育状況などを十分に把握し、計画段階から配慮を行うとともに、自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう適切な措置を講じている。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>平成14年度当初予算 河川事業費979,776百万円の内数 平成15年度当初予算 河川事業費937,905百万円の内数 平成14年度当初予算 ダム事業費416,954百万円の内数 平成15年度当初予算 ダム事業費409,692百万円の内数 平成14年度当初予算 砂防事業276,338百万円の内数 平成15年度当初予算 砂防事業264,692百万円の内数</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>全国の河川において、自然環境に配慮した多自然型川づくりを推進し、平成14年度に河川における人工的な水際率を前年より約0.2%改善。 「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」として全国19のモデル河川を指定し、事業を推進。 現在事業中の全てのダムにおいて、自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう適切な措置を講じている。</p>	
8．評価	
<p>これらの施策が推進されることにより、河川における生物の生息・生育空間の保全・復元が図られ、生物の多様性の確保に資するものと評価</p>	
9．課題	
<p>災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO 等と十分連携を図りながら、より一層生物の生息・生育空間の保全・復元を図ることが必要。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第1章第4節1（5）
2. 施策名	河川・砂防（自然再生事業の推進）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第3節 湿原・干潟等湿地の保全 第4節 自然の再生・修復
4. 施策の目標など	
<p>自然再生法が成立するなど、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ることが求められており、過去の開発等により失われた河川における良好な自然環境を積極的に再生することが求められている。</p> <p>河川に隣接して回復可能な約3,000haの湿地のうち、平成19年度までに約600haを再生する予定。</p>	
5. 施策の概要	
<p>環境を主目的に実施する自然再生事業を平成14年度に創設し、過去の開発等により失われた良好な自然環境である自然河川、ウェットランドの再生を図る。事業の実施にあたっては、地域住民、NPO等と積極的な連携を図りつつ、定められた実施計画に基づく計画的な事業の進捗を重視する従来の方法とは異なり、自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う順応的・段階的施行をめざす21世紀型の新しい公共事業を展開している。</p>	
6. 予算・税制等項目	
<p>平成14年度当初予算 河川事業費979,776百万円の内数 平成15年度当初予算 河川事業費937,905百万円の内数</p>	
7. 実績・進捗状況	
<p>釧路湿原（北海道）や渡良瀬遊水池、松浦川（佐賀県）における湿地の再生、荒川（東京都）木曾三川（三重県）における河口干潟の復元、標津川（北海道）や荒川（埼玉県）における蛇行河川の復元等、地域の自主性と創意工夫を活かした自然再生事業を実施している。</p> <p>また、東京湾の河口干潟について、「東京湾河口干潟保全検討会」を開催し、今後の望ましい方向性について検討を行っているところである。</p> <p>さらに平成15年度より、河川環境整備事業調査費を新たに創設し、自然再生事業を適切に実施するための生物・物理環境等の調査を行うこととしている。</p>	
8. 評価	
<p>流域における自然環境の変遷等の詳細な調査を行い、順応的・段階的な事業の実施により、着実に河川における自然再生は推進されると評価。</p>	
9. 課題	
<p>自然再生事業は、地域が主導的に計画を策定するとともに、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者などが一体となって実施することが必要。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第1章第4節1（6）
2. 施策名	河川・砂防（水量・水質が確保された清流の復活による生物多様性の確保）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第3節 湿原・干潟等湿地の保全 第4節 自然の再生・修復 第7節 効果的な保全手法等
4. 施策の目標など	
<p>河川の水環境として、水量・水質が適正に確保されていることが、生物の生息・生育環境にとっても重要である。また、洪水による攪乱や、流量変動など河川そのものがもつダイナミズムとその環境下で形成される自然環境に特徴があり、河川環境を考える上では、どのような流量変動があるかということも重要である。</p>	
5. 施策の概要	
<p>ダムの弾力的管理試験による河川環境の改善 平時に一定量貯留しておいた容量を活用して下流河川の清流回復や流況改善を行う。 水路式水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復 水路式水力発電所では、発電のため水量を下流の発電所にバイパスさせるため、流量が著しく減少している減水区間が生じているため、このような減水区間に河川の水を取り戻す取組を進めている。</p> <p>水質浄化対策 河川の水質浄化対策として、浄化用水導入や浚渫、直接浄化施設の整備、流水保全水路の整備等を行っている。</p> <p>ダム貯水池における水質保全対策 貯水池内の水質改善対策や、選択取水設備の導入等放流水の水質保全を行っている。</p> <p>水環境改善緊急行動計画 水質汚濁が著しい河川等において、地元市町村と河川管理者、下水道管理者等が一体となって水環境改善事業を総合的、緊急的かつ重点的に実施する。</p> <p>水生生物の保全に配慮した水質目標の設定 水生生物への影響があると考えられる有害化学物質に関し、水生生物保全のための具体的な目標値の検討を行っている。</p>	
6. 予算・税制等項目	
<p>平成14年度当初予算 河川事業費979,776百万円の内数 平成15年度当初予算 河川事業費937,905百万円の内数 平成14年度当初予算 ダム事業費416,954百万円の内数 平成15年度当初予算 ダム事業費409,692百万円の内数 水生生物保全のための水質目標の検討（平成14年度35百万円、平成15年度68百万円）</p>	
7. 実績・進捗状況	
<p>平成14年度は、全国20ダムで試験に取り組んでおり、福島県の三春ダムではフラッシュ放流により河床の土砂に付着する藻類の剥離更新がなされているなど、着実に効果が現れている。</p> <p>一級河川の全発電所（1,550箇所）の減水区間（約9,600km）のうち、現在までに約1/3の区間の改善がなされている。</p> <p>千葉県手賀沼では、浄化用水の導入により水質が大きく改善されるなど、汚濁の著しい河川の水</p>	

質改善がなされている。

釜房ダムや芦田川河口堰等で事業を実施し、水質改善にとりくんでいる。

平成14年度に12河川を計画対象河川に選定し、計画対象河川等は34箇所となった。また、綾瀬川、大和川等で行動計画が策定され、取組の推進が図られている。

平成14年11月に、水生生物の保全に係る環境基準の設定について、中央環境審議会に諮問した。平成15年6月に、中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準専門委員会が「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について（第一次報告）」をとりまとめた。

現在、中央環境審議会水環境部会において審議中。

8．評価

これらの施策を総合的に推進することのより、水量・水質が確保された清流の復活が図られ、生物多様性の確保に資するものと評価。

9．課題

事業の進捗は確実に図られているものの、未だに水質・水量の改善が図られていない河川等もあるため、さらなる取組の強化が必要。

また、現在の水生生物の保全の観点からの環境基準の検討は、優先的に検討すべきとされた81物質の内、26物質について検討が進められており、残りの55物質についても、早急に検討することが必要。

国土交通省河川局河川環境課
環境省水環境部企画課

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第1章第4節1（7）
2．施策名	河川・砂防（溪流や斜面等における生物多様性の確保）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第1節 重要地域の保全と生態的ネットワーク形成 第4節 自然の再生・修復
4．施策の目標など	
<p>砂防事業は、わが国の急峻な地形や世界有数の降雨量、及び山地・丘陵地への都市化の進展などの条件により引き起こされる土砂災害から人命・財産を保全するとともに、荒廃地において緑の復縁を図る事業であり、源流部における荒廃地から都市地域の住宅裏の斜面におけるいたるまで全国各地で行い、山地や溪流等において自然環境・生物多様性を保全しながら、土砂災害から住民の生命・財産を守る。</p>	
5．施策の概要	
<p>荒廃地や斜面における緑の創出・保全 都市周縁に広がる山麓斜面において、グリーンベルト整備事業として一連の樹林帯を整備することや荒廃地における樹林帯の整備等緑化対策を推進することにより、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、ビオトープ空間の創出・保全等良好な景観の保全に寄与する。六甲山系や足尾山腹工においては、NPO等の協力の下、一般住民の参加により整備を進め、生物良好な生息・生育環境の創出・再生に加え、一般市民に自然環境とのふれあいの場を提供することに寄与する。また、都市域における急傾斜地は貴重な緑地であり生物の生息環境になっているため、急傾斜地崩壊対策事業の実施に当たっては、樹木等既存植生を残したまま災害に対する安全度を高めるため、緑の斜面工法の積極的な導入や緩衝樹林帯の整備により、緑あふれる斜面对策を推進する。</p> <p>水と緑豊かな溪流空間の創出 すぐれた自然環境や社会的環境をもつ地域にある溪流において、良好な緑地と水辺の空間を確保することにより、生活環境及び親水性の向上や生態系の回復等を図る砂防環境整備事業等を推進する。</p> <p>流域一貫となった総合的な土砂管理 荒廃地の緑化による山腹の侵食軽減や適正な土砂の流下を促すスリット型砂防えん堤を整備することで、適正な土砂の流下を促し、美しい山河や自然豊かな砂浜の保全・再生に寄与する。</p>	
6．予算・税制等項目	
平成14年度当初予算	砂防関係事業399,871百万円の内数、
平成15年度当初予算	砂防関係事業383,218百万円の内数
平成14年度当初予算	砂防事業276,338百万円の内数、
平成15年度当初予算	砂防事業264,692百万円のうち数
平成14年度当初予算	砂防事業276,338百万円の内数、
平成15年度当初予算	砂防事業264,692百万円のうち数
7．実績・進捗状況	
<p>都市山麓グリーンベルト整備事業を15都市域で実施中。 良好な緑地と水辺の空間を確保し、生活環境及び親水性の向上や生態系の回復等を図るため、6流域で実施し、平成15年度は、5流域で継続中。 土砂管理上の問題が顕在化している流域において荒廃地での山腹工等、スリット型砂防えん堤を施工中。</p>	

また、流砂系一貫した土砂の量と質に関するモニタリング調査を安倍川水系等において、継続中。

8 . 評価

グリーンベルト整備事業として、一連の樹林帯を整備することや荒廃地における植樹等緑化を推進することにより、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、荒廃地における緑の再生のみならず、一般住民等の参加により効率的な事業の実施が図れると評価。

良好な緑地と水辺の空間を確保し、生活環境及び親水性の向上や生態系の回復等を図るものと評価。

荒廃地の緑化による山腹の侵食軽減や適正な土砂の流下を促すスリット型砂防えん堤を整備することで、適正な土砂の流下を促し、美しい山河や自然豊かな砂浜の保全・再生に寄与するものと評価。

9 . 課題

砂防指定地の指定や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を併せた効率的な事業の実施を図ることが必要。

住民の憩いの場を提供し、快適な生活環境を創造するため、地域住民の意見が十分反映できるよう工夫が必要。

山腹工やスリット型砂防えん堤の整備による量的な効果を把握し、検討することで、効率的な事業の実施を図ることが必要。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第1章第4節1（8）
2．施策名	河川・砂防（河川環境に関する調査研究）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第3節 湿原・干潟等湿地の保全 第4節 自然の再生・修復 第6節 自然環境データの整備 第7節 効果的な保全手法等
4．施策の目標など	
河川環境に関する基礎的なデータの収集や調査研究を通じ、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元を図る。	
5．施策の概要	
<p>河川水辺の国勢調査</p> <p>河川の自然環境に関する基礎的な情報を把握するため、河川やダム湖における生物の生息・生育状況等を定期的・継続的に調査する。</p> <p>河川生態学術研究</p> <p>河川における自然環境に関する知見は未だ十分ではなく、これらに対する情報の蓄積と学術的な研究不可欠であるため、河川環境に関する学際的な研究を総合的に進めるため、「河川生態学術研究」を行っている。</p> <p>自然共生センター</p> <p>河川・湖沼の自然環境の保全・復元のための基礎的・応用的研究を実施し、その結果を広く普及することを目的に「自然共生研究センター」を設置しており、洪水に対する安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育環境を確保するという技術的な課題等に取り組んでいる。</p> <p>水生生物調査</p> <p>小学校や一般の方々に参加していただき、川にすむ水生生物からその川の「きれいさ」や「きたなさ」の程度を調査する。</p>	
6．予算・税制等項目	
平成14年度当初予算	河川事業費979,776百万円の内数
平成15年度当初予算	河川事業費937,905百万円の内数
平成14年度当初予算	ダム事業費416,954百万円の内数
平成15年度当初予算	ダム事業費409,692百万円の内数
7．実績・進捗状況	
<p>平成2年度から開始された「河川水辺の国勢調査」について、魚類で2,659箇所、底生生物で1,578箇所、鳥類で3,702箇所、陸上昆虫で1,262箇所、両生類・は虫類・ほ乳類で982箇所を調査した2巡目の調査結果を取りまとめて公表するとともに、引き続き調査を実施する。</p> <p>フィールドとして多摩川、千曲川、木津川、北川の4河川を設定し、現地調査をベースとして共同研究が進められている。</p> <p>現在までに、魚類の生息場所と生息環境について、河床形態に大きく依存しており、そのため河川改修においては瀬、淵構造を考慮することが重要であることなどを確認しており、様々な河川の復元工法による効果を検証している</p> <p>平成14年度の水生生物調査の参加者は91,649人であり、過去最多となった。</p>	
8．評価	
これらの河川環境に関する基礎的なデータの収集や調査研究を通じ、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元に資するものと評価。	
9．課題	
これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元に資する復元工法等に反映させる必要がある。	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第1章第4節1（9）
2．施策名	河川・砂防（外来種対策による生物多様性の確保）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第5節 野生生物の保護管理
4．施策の目標など	
<p>河川における多様な環境は、多様な生物に生息・生育環境を提供しているが、外来種の進入は在来種に影響を与えたり、交雑によって在来種の純系を失わせたり、河川特有の生態系を損なうなど、河川の生態系の質を低下させる可能性があるため、これらに対する対策が必要。</p>	
5．施策の概要	
<p>学識経験者からなる「外来種影響・対策研究会」が河川管理における外来種対策のガイドラインとなる「河川における外来種対策に向けて（案）」を取りまとめられており、これら対策の考え方を普及させるとともに、少なくとも数年間の継続的な対策の実施が必要。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>平成14年度当初予算 河川事業費979,776百万円の内数 平成15年度当初予算 河川事業費937,905百万円の内数 平成14年度当初予算 ダム事業費416,954百万円の内数 平成15年度当初予算 ダム事業費409,692百万円の内数</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>市町村、地域住民等が共同で、繁殖が激しいアレチウリの駆除を行うなどの取組が継続的に実施されている。</p>	
8．評価	
<p>外来種の駆除を通じ、多様な生物の生息・生育環境の保全に資するものと評価。</p>	
9．課題	
<p>繁殖力の強い外来種については、いったん侵入し、分布を広げてしまうと、その悪影響を減少させることは難しく、外来種の侵入を未然に防止することが重要であるほか、数年間の継続的な対策の実施が重要となる。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第1章第4節1（10）
2．施策名	河川・砂防（市民との協働による生物多様性の確保）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第3節 湿原・干潟等湿地の保全 第4節 自然の再生・修復
4．施策の目標など	
<p>河川は「地域共有の公共財産」であることから、河川整備計画の策定における住民意見の反映のみでなく、日頃から地域住民が積極的に川との関わり合いを持つことが重要。</p>	
5．施策の概要	
<p>河川における環境保全活動、川を活かしたまちづくり活動等様々な分野において市民団体等と連携を図ると共に、市民が主体となって行う河川環境の保全・復元に関する取組を積極的に支援する。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>平成14年度当初予算 河川事業費979,776百万円の内数 平成15年度当初予算 河川事業費937,905百万円の内数 平成14年度当初予算 ダム事業費416,954百万円の内数 平成15年度当初予算 ダム事業費409,692百万円の内数</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>茨城県の霞ヶ浦、北浦では、市民が中心となって国土交通省とともに特有の種であるアサザを再生させる取組を展開しています。荒川下流部では、地域住民や河川環境に関心のある市民団体等と国土交通省が連携し、湿地の復元に向けた池の造成など、計画から施行まで共同で行い、施工後は「中土手に自然を戻す市民の会」が設立され、現在も植生調査、観察会、最低限の手入れの実施を行うなどの取組が継続的に行われている。さらに、荒川中流部、埼玉県川越市と上尾市に架かる開平橋の上流にある三ツ又沼をビオトープとして、地域住民、国土交通省、埼玉県等が共同で環境の保全に努めている。</p>	
8．評価	
<p>河川における生物の生息・生育環境の形成のためには、整備計画の策定における地域住民の意見の反映や、地域住民が主体となったきめ細かな環境保全教育活動が重要であるため、これらの取組が推進されることにより、生物多様性の確保に資するものと評価。</p>	
9．課題	
<p>市民等が主体となった取組が積極的に為されるよう環境の整備を図るとともに、市民団体等の活動に関する社会的機運について地域により偏りが生じているため、全国各地域において市民団体等の活動の活性化を図る取組を行う必要がある。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第1章第4節1（11）
2．施策名	河川を活用した環境教育や自然体験活動を通じた生物多様性の保全への貢献
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第7節 効果的な保全手法等
4．施策の目標など	<p>河川は、身近に存在する独特の自然環境を有した生命の息づく場であり、我々が自然を学び、人間と自然との共生のための行動への意欲を育み、環境問題を解決する能力を育むためには、川での実践を伴った経験が必要である。近年の川を活かした環境学習、自然体験活動に対するニーズの高まりとともにこれらが推進されるよう、市民団体などとも連携しながら様々な取り組みを展開が必要である。</p>
5．施策の概要	<p>「子どもの水辺」再発見プロジェクト 河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって、子どもと水辺の関係を考え、子どもたちの学びの場、遊びの場にふさわしい場を「子どもの水辺」として選定、登録し、この「子どもの水辺」に対し、様々な支援を実施し、整備が必要な場合には水辺の楽校プロジェクトにより、水辺に近づきやすい河岸整備等を実施する。</p> <p>市民団体による河川を活用した自然体験活動の推進 全国の川をフィールドとする市民団体が中心となった「川に学ぶ体験活動協議会」が設立され、指導者育成や市民団体の交流、河川を活用した環境学習、自然体験活動を推進している。</p> <p>河川を活用した環境教育プログラムの開発 河川は生活環境、社会構造、レクリエーション、文化・芸術等、様々なテーマを有しており、このような河川の特性を踏まえた環境学習プログラムの開発を推進する。</p> <p>川を安全に利用するための取り組み 河川における水難事故はあとを絶たず、原則として河川については自由使用及び自己責任が原則ですが、インターネットや携帯端末によるリアルタイムの雨量・河川の水位などの情報の提供、川の安全利用に関するガイドブックによる啓発等を実施している。</p>
6．予算・税制等項目	<p>平成14年度当初予算 河川事業費979,776百万円の内数 平成15年度当初予算 河川事業費937,905百万円の内数 平成14年度当初予算 ダム事業費416,954百万円の内数 平成15年度当初予算 ダム事業費409,692百万円の内数 平成14年度当初予算 砂防事業276,338百万円の内数 平成15年度当初予算 砂防事業264,692百万円の内数</p>
7．実績・進捗状況	<p>平成14年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所126箇所、水辺の楽校プロジェクト登録箇所220箇所となっており、徐々に活動が活発化している。</p> <p>指導者育成に関する活動を中心に行っている「川に学ぶ体験活動協議会」の構成団体数は100団体を超え、子どもたちだけでなく広い世代を対象に、川へ誘う活動を推進している。</p> <p>河川の特性や海外の先進的な環境学習システム、プログラム（米国のプロジェクト WET）を踏まえた環境学習プログラムの開発を推進している。</p> <p>インターネット等による情報提供をはじめとした様々な取り組みを推進している。</p>
8．評価	<p>平成14年の制度改正により「子どもの水辺」再発見プロジェクトにおける登録箇所数も順調に伸びており、河川における環境学習、自然体験活動の活発化が伺われる。</p> <p>また、環境学習プログラム、活動の安全面に関する施策も整備されてきており、これらの活動の充実化が推進されている。</p>
9．課題	<p>河川での活動は全国的に見ると偏りがあり、良好な河川環境、情報の有無等に地域差が生じている。これらの課題を克服する事により、河川を活かした環境学習、自然体験活動の推進が図られる。</p>

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第1章第4節2
2. 施策名	海岸
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第4節 自然の再生・修復
4. 施策の目標など	
津波、高潮、侵食等の自然災害から海岸を防護することと併せ、生態系や自然景観等周辺の自然環境に配慮した海岸整備を行うことにより、生物多様性の保全を図る。	
5. 施策の概要	
<p>海岸保全の進め方の検討 今後の海岸保全の進め方を検討するため、学識経験者らからなる「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会」を開催</p> <p>エコ・コースト事業の拡充 従来のエコ・コースト事業（生態系や自然景観等周辺の自然環境に配慮した海岸整備）に加え、地域住民、有識者、NPO等の意見の聴取、住民団体等の参画によるモニタリングの実施及びその結果を踏まえたうえで施設の整備を実施する住民参加型エコ・コースト事業を創設</p>	
6. 予算・税制等項目	
<p>特になし</p> <p>平成14年度実施地区なし</p>	
7. 実績・進捗状況	
「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会」を平成13年度に1回、平成14年度に3回開催し、平成15年2月には検討結果を公表した。	
8. 評価	
<p>「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会」報告書において、海岸保全施設を設置する場合には、自然と共生する海岸環境の保全・回復を図ることを目標としていることから、生物多様性の保全に資する事業が今後一層推進されることになる。</p> <p>また、住民参加型エコ・コースト事業を創設するなど、わが国の生物多様性の保全を着実に推進している。</p>	
9. 課題	
5. に掲げる各施策のうち、住民参加型エコ・コースト事業においては、まだ実施地区がないことから今後この事業制度の活用をより一層PRしていく必要がある。	

農林水産省農村振興局整備部防災課
 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
 国土交通省河川局砂防部保全課海岸室
 国土交通省港湾局海岸・防災課

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第1章第5節1(1)
2. 施策名	港湾（港湾整備事業の取組と今後の方向性）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第3節 湿原・干潟等湿地の保全 第4節 自然の再生・修復
4. 施策の目標など	地球規模での良好な環境の保全や持続可能な発展、恵み豊かな環境の次世代への継承の要請が高まってきたこと、また、便利で豊かな生活が実現した一方で多様な生物が生息できる良好な自然環境が失われた状況を認識し、平成6年に、新政策「新たな港湾環境政策 - 環境と共生する港湾（エコポート）をめざして - 」を策定し、今後の港湾環境整備の目標を、「環境と共生する港湾（エコポート）の形成」におくこととした。
5. 施策の概要	<p>環境と共生する港湾（エコポート）の形成の推進 将来世代への豊かな港湾環境の継承、自然環境との共生、アメニティーの創出を基本理念に以下の施策を推進している。</p> <p>（ア）自然にとけ込み、生物にやさしい港づくり （イ）積極的に良好な自然環境を創造する港づくり （ウ）アメニティーが高く、人々に潤いと安らぎを与える港づくり （エ）環境に与える負荷が少なく、環境管理のゆきとどいた港づくり</p> <p>港湾法等の改正 エコポートの形成に向けた取組としてさらに、平成12年3月に、港湾審議会答申を踏まえ、港湾法の目的に「港湾の整備等にあたり環境の保全に配慮すること」を明記するとともに、港湾管理者が港湾計画を策定する際の指針となる「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」の中に定める基本事項として、港湾の開発等の際に配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項を追加し、環境の保全に対する港湾行政の取組姿勢を明確化した。</p>
6. 予算・税制等項目	平成15年度当初予算 港湾整備事業費5,620億円の内数
7. 実績・進捗状況	<p>干潟、藻場の保全・再生や覆砂等を行なう海域環境創造事業、公害防止計画に従って、汚泥浚渫等を行なう港湾公害防止事業、臨海部に緑地の整備等を行なう港湾環境整備事業などを総合的に実施している。</p> <p>たとえば、横浜港においては「水辺を活かしたアメニティー空間の創造」をテーマに、赤レンガ倉庫など歴史的な建造物のある新港地区において、浚渫・覆砂事業による水質浄化や、親水緑地の整備を実施し、また、三河湾や堺泉北港において、浚渫土砂等を有効活用した干潟や親水緑地の整備を実施している。</p> <p>港湾の開発利用に当たっては、生物多様性や人が豊かな自然とふれあう場の確保の視点も踏まえ、港湾及びその周辺の大気環境や水質環境等に与える影響を、計画の策定に際して事前に評価するとともに、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立ってこれらの環境への影響の回避、低減を進めるとともに、環境の保全のための適切な措置や必要なモニタリングを実施している。</p>
8. 評価	これらの施策が推進が、港湾における干潟・藻場・浅場等の保全や、自然の再生・修復に資するものと評価
9. 課題	港湾の水域は、流入河川や海域とつながる水の連続的な流れの中でとらえるべきものであることから、背後地域の経済活動や市民生活を源とする流入負荷など、沿岸域全体の環境保全を視野に入れて、多様な関係者と連携しながら、広域的、総合的な観点から、より一層自然環境の保全を進めていくことが必要。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第1章第5節1(2)
2. 施策名	港湾（生物多様性を高めるための港湾における具体的施策）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第3節 湿原・干潟等湿地の保全 第4節 自然の再生・修復
4. 施策の目標など	
<p>沿岸域の中で干潟・藻場は、海と陸と大気の接する場所として、生物種が豊富で多様な生物相を形成するとともに高い生物生産力、水質浄化、親水等様々な環境機能を有する空間である。一方で、わが国は国土の7割が山地で平地の沿岸部に人口が集中しており、沿岸部に産業も集中していることから、沿岸域に環境負荷がかかる構造になっている。このため、特に戦後の経済発展の中で、豊かで安全な生活と引き換えに、多様な生物の生息場所である沿岸域の干潟・藻場等が消失してきた。このような中、自然環境の積極的な保全として、良好な自然環境を維持し、失われた自然環境についてはその回復に努め、さらに生態系に配慮しながら新たな環境の創造を進めていく必要があり、干潟・藻場の保全・再生など沿岸域における良好な環境の保全に積極的に取り組んでいくことが重要となっている。</p>	
5. 施策の概要	
<p>汚泥浚渫、覆砂事業等による水質等海域環境の改善 海浜、内陸からの流入負荷等によりヘドロ等有機汚濁が溜まった底質を除去する汚泥浚渫、その上に清浄な浚渫土砂等を薄層に被せる覆砂事業や海浜整備を行なうことにより、底質からの栄養塩類等の溶出を抑制する。これらにより、水質を浄化し、赤潮の発生を抑制し、沿岸域の海域環境の改善を図る。</p> <p>干潟、浅場、藻場及び臨海部の大規模緑地の保全・再生・創造 生物多様性の確保や、生物の生息の観点から重要な役割を果たしている干潟、浅場、藻場等の保全、再生、創造を図る。また、干潟等を訪れる鳥類など、多様な生物に生息地としての場を提供する臨海部の大規模な緑地の整備を推進する。</p> <p>研究の推進 気象海象潮流等の自然条件による地形の変化、干潟に生息する多様な生物の生態系、海水の浄化作用のメカニズムなど、干潟に関するさまざまな環境機能の研究を進める。</p> <p>地域やNPOとの連携 干潟、浅場、藻場、緑地等の整備に当たっては、計画策定段階から、事業完成後の維持管理にいたるまで、専門家や地域の住民、NPOなど多様な主体の参画を得て、連携を十分に取って進めていく。</p>	
6. 予算・税制等項目	
平成15年度当初予算 港湾整備事業費5,620億円の内数	
7. 実績・進捗状況	
<p>港湾整備事業により、回復可能な約4,000ヘクタールの干潟のうち、平成14年度までに全国で28港3湾における51箇所（このうち24箇所が整備済み）において約1,200ヘクタールを再生したところ。さらに平成15年度以降の5年間で、約300ヘクタールを再生する予定。</p> <p>臨海部の大規模緑地として、尼崎西宮芦屋港において整備中（約10ha）。また、堺泉北港（約80ha）及び東京港（約88ha）の事業化を推進中。</p> <p>国土技術政策総合研究所や独立行政法人港湾空港技術研究所において、実際の干潟の観察現地観測や世界最大規模の干潟実験施設での調査・研究を推進中。</p> <p>各事業の各段階において、行政機関だけでなく、地域住民、NPO、専門家等多様な主体との連携を図りながら、協働によるきめ細やかな取組を推進中。</p>	
8. 評価	
これらの施策が推進されることにより、港湾における生物の生息・生育空間の保全・復元が図られ、生物の多様性の確保に資するものと評価。	

9 . 課題

自然の不確実性を踏まえた順応的な管理手法（アダプティブ・マネジメント）を適用しながら、干潟・浅場等の保全・再生等を推進していくこと。また、長期的なモニタリングの実施などにより、科学的・技術的な知見を蓄積しながら、それらを自然再生型事業に反映していくこと。

国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第1章第5節2（1）
2. 施策名	海洋（海域の特性を踏まえた環境保全の推進）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4. 施策の目標など	
<p>有明海及び八代海の環境の保全等及び当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を促進することにより、有明海及び八代海を豊かな海として再生する。</p> <p>東京湾については、「東京湾再生のための行動計画」において、【快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する。】ことを目標とし、その再生を図る。</p>	
5. 施策の概要	
<p>「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、有明海及び八代海の世界の環境保全及び改善等の施策を推進する。</p> <p>東京湾については、「東京湾再生のための行動計画」に基づき、関係省庁及び七都県市が連携して、陸域負荷削減対策、海域環境改善対策、東京湾のモニタリング等、総合的な水質改善施策を実施する。</p>	
6. 予算・税制等項目	
7. 実績・進捗状況	
<p>「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が平成14年11月に成立、公布・施行され、平成15年2月には「有明海及び八代海の再生に関する基本方針」が定められた。また、有明海及び八代海の再生に係る評価等を行う「有明海・八代海総合調査評価委員会」を設置・開催した。</p> <p>「東京湾再生のための行動計画」が平成15年3月に策定された。</p>	
8. 評価	
<p>有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目的とした本法が整備されたこと、また、有明海・八代海総合調査評価委員会で両海域の再生に係る評価が行われようとしていることは浅海域の生物多様性の保全上有意義である。</p>	
9. 課題	
<p>有明海及び八代海では、水質の富栄養化、底質の泥化や有機物のたい積等海域の環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊の発生等が見られる中で、二枚貝をはじめとする漁業資源の悪化が進み、海面漁業生産は減少を続けている。これらの状況にかんがみ、環境保全及び改善等を総合的かつ計画的に推進することが必要である。</p> <p>東京湾の再生については、関係省庁及び七都県市の連携を強化するとともに、行動計画の進捗状況を的確に把握し、その着実な実現に努めることが必要である。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第1章第6節2
2. 施策名	国際的な海洋生物資源の保全及び持続的利用
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4. 施策の目標など	海洋生物資源は再生可能な資源であり、科学的根拠に基づき、適切な保全と持続的な利用を図ることが重要である。海洋生物資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力及び資源調査等の科学研究の推進等を通じて、生物多様性の保全を図る。
5. 施策の概要	サメ類の資源管理や延縄漁業における海鳥の混獲削減について、F A Oで採択された国際行動計画に基づく国内行動計画の進捗状況をレビューする。
6. 予算・税制等項目	サメ・海鳥の保全管理プログラム作成等調査事業 平成14年度予算 百万円 平成15年度予算 14百万円
7. 実績・進捗状況	「サメ類の保存及び管理のための我が国の国内行動計画」及び「延縄漁業における海鳥の偶発的捕獲を削減するための我が国の国内行動計画」の実施状況報告書を平成15年2月の第25階F A O水産委員会に提出した。
8. 評価	我が国は他国に先駆けて本国内行動計画を策定・実施しており、他国が国内行動計画を策定する際の参考となるべきものである。
9. 課題	今後更に我が国の国内行動計画を充実させるとともに、未だこれらの国内行動計画を策定している国は少ないことから、未策定国への働きかけを行っていくことが必要。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第1章第6節3
2．施策名	国内の海洋生物資源等の保全及び持続可能な利用
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4．施策の目標など	
<p>海洋生物資源は再生可能な資源であり、科学的根拠に基づき、適切な保全と持続的な利用を図ることが重要である。このため、「漁業法」、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、「水産資源保護法」に基づき、漁船規模、隻数等の漁獲能力の規制、漁獲量及び漁獲努力量の管理や水産動植物の生育環境の保全及び改善を通じて、生物多様性の保全を図る。</p>	
5．施策の概要	
<p>早急に資源の回復が必要な水産資源については、休漁等を含む漁獲努力量の削減、種苗放流等による資源の積極的培養や漁場環境の保全などの資源回復措置を計画的、横断的に講じる資源回復計画を作成する。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>資源回復計画の作成及び普及・啓発に必要な経費として 平成14年度 資源回復計画作成推進事業費 202百万円 資源回復制度普及・啓発事業費 27百万円 平成15年度 資源管理体制・機能強化操業対策事業費のうち 228百万円</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>平成14年度は、「瀬戸内海のサワラ資源」、「伊勢湾・三河湾の小型機船底びき網漁業対象種資源」、「日本海西部のアカガレイ資源」及び「太平洋北部の沖合性カレイ類資源」の4つの計画が作成され、関係者により実施されている。 これらの魚種を漁獲努力可能量(TAE)制度の対象とし、効果を担保していくこととしている。</p>	
8．評価	
<p>資源回復計画は、平成16年度までを目処に50程度の候補魚種の中から条件の整ったものについて順次策定に着手することとしており、上記4計画については9魚種を対象としている。この他14年度までに9魚種について計画策定に着手している。</p>	
9．課題	
<p>我が国周辺水域の水産資源の持続的利用を図るため、引き続き関係漁業者と協議を進め、計画作成を推進していく必要がある。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第1章第7節1
2．施策名	自然環境保全法に基づく各種制度
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第1節 重要地域の保全と生態的ネットワーク 第3節 湿原・干潟等湿地の保全 第5節 野生生物の保護管理
4．施策の目標など	<p>自然環境保全法に基づき、原生状態を保持している地域やすぐれた自然環境を維持している地域について保護地域の指定を行い、適正な保全管理に努める。これらの自然性の高い地域は、わが国の生物多様性の保全の核となる重要地域であり、他の諸制度とも連携しながら、今後一層の保全強化を図ることとする。</p>
5．施策の概要	<p>自然環境保全地域等における適正な管理 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域において、モニタリング調査等の結果を踏まえた適正な保全管理を実施。また、国土全体の生態系の多様性を確保する観点から、必要に応じて新規指定及び拡張を検討。 都道府県自然環境保全地域の指定・拡張に関する支援 自然環境保全地域に準じる自然環境を有する地域の保全を図るため、都道府県による指定、管理に対し支援を実施。</p>
6．予算・税制等項目	<p>自然環境保全地域等保全対策費 平成14年度予算 9百万円</p>
7．実績・進捗状況	<p>原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域については、許可届出事務や保全施設の整備等を通じ、適正な保全管理を行った。また、指定地域及びその周辺の自然環境等に関する調査を実施した。 都道府県自然環境保全地域の指定、管理に対する支援を引き続き実施し、平成14年度には2箇所が新規指定された。</p>
8．評価	<p>自然環境保全地域等における適正な保全管理により、わが国の生物多様性の保全の中核となるすぐれた自然環境の保全が図られていることは評価できる。</p>
9．課題	<p>原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域について、生態系の現況と変化の状況に関するモニタリング調査を実施し、その結果に基づいて新規指定及び拡張に関する検討を進めるとともに、適正な保全管理を推進することが必要。</p>

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第1章第7節3
2．施策名	自然公園法に基づく各種制度
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第1節 重要地域の保全と生態的ネットワーク 第2節 里地里山の保全 第4節 自然の再生修復
4．施策の目標など	
<p>自然公園制度は、自然環境の保全を直接的に目的とする保護地域制度であり、わが国の生物多様性保全施策の骨格をなしている。生物多様性の保全に向け、より一層の施策の強化を図るとともに、生態的ネットワークの中核と位置づけ、他の諸制度とも連携しながら、相互の連続性の確保を図ることにより、生物多様性の保全を図る。</p>	
5．施策の概要	
<p>自然公園法等の改正 生物多様性の保全の観点から、1)特別地域内における指定動物の捕獲禁止など行為規制の強化、2)立入制限地区の創設、3)利用調整地区の創設、4)風景地保護協定制度の創設などからなる自然公園法改正を行い、適切な運用を図る。</p> <p>自然公園のあり方の検討 今後の自然公園制度のあり方を検討するため、学識経験者らからなる「自然公園のあり方懇談会」を開催。</p> <p>自然再生事業の実施 自然公園等事業費の一部を自然再生事業費と位置づけ、国立公園内においては環境省直轄で、国立公園においては、都道府県への補助により自然再生事業又は調査を実施。</p> <p>グリーンワーカー事業 国立公園等において環境保全のための活動を行う地域の人材を雇用するグリーンワーカー事業を実施。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>風景地保護協定が結ばれた場合に、当該協定地域内の土地について特別土地保有税を非課税とする措置を改正自然公園法の施行にあわせ、平成15年度から実施。</p> <p>特になし 平成14年度自然再生事業関連予算計939百万円のうち、国立・国立公園関係計795百万円。 平成15年度予算 当初1,002百万円 平成14年度予算 当初100百万円、補正400百万円</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>改正自然公園法は、平成14年4月に公布され、所要の政省令の整備を経て、平成15年4月1日より施行された。</p> <p>自然公園のあり方懇談会を、平成15年1月及び3月に計2回開催。平成15年度も毎月1回のペースで開催中。</p> <p>国立公園では、釧路湿原国立公園において自然再生事業を実施した他、利尻礼文サロベツ国立公園（サロベツ原野）、小笠原国立公園、吉野熊野国立公園（大台ヶ原）、西表国立公園（石西礁湖）で自然再生推進計画調査を実施した。国立公園では、琵琶湖国立公園での自然再生推進計画調査に関連し、滋賀県に補助を行った。</p>	

全国延べ113地区において、登山道整備、利用集中地区の清掃等の環境保全事業を実施し、延べ14,671人を雇用した。

8 . 評価

国土の14%をカバーする自然公園制度に、国等の責務として生物多様性の確保を位置づけ、所要の改正を行うとともに、生物多様性の観点から国立・国定公園内で自然再生事業に着手したことは、わが国の生物多様性の保全上重要な意義を有するものと評価。

9 . 課題

5 . に掲げる各施策については主に制度作りの観点から、上記評価どおりの進展が見られたが、その運用面をみると、法改正により設けられた指定動物、利用調整地区などの指定を今年度以降迅速に進めていくことが必要。

環境省自然環境局国立公園課
自然環境計画課

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第1章第8節
2. 施策名	名勝・天然記念物
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第1節 重要地域の保全と生態的ネットワーク 第2節 里地里山の保全と持続可能な利用 第3節 湿原・干潟等湿地の保全 第4節 自然の再生・修復 第5節 野生生物の保護管理
4. 施策の目標など	
<p>名勝及び天然記念物は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、わが国の多様な国土美を代表する名勝と、貴重な自然を記念する天然記念物を文化財として指定し、保存・活用に努めている。これらは地域での生物多様性保全の拠点、生態的ネットワークの要素であり、より一層の保全・管理を図るとともに、他の諸制度とも連携しながら、生物多様性の保全を図ることとする。</p>	
5. 施策の概要	
<p>名勝・天然記念物の新指定及び追加指定 希少な植物を含む植物群落を保全するため、新たな天然記念物の指定及び、既存の指定地の拡大として追加指定を実施。</p> <p>保存管理計画策定のための事業 既に指定されている天然記念物の適切な保存管理を行い、生物多様性の保全を図るため、地方自治体に対し補助事業等を実施。</p> <p>里地里山としての維持管理事業 人為的な管理により維持されてきた二次的植生について、適切な保存管理を行うため、地方自治体に対し補助事業等を実施。</p> <p>文化的景観の保全 文化財のうち特に史跡・名勝・天然記念物に係る文化的景観の保存・整備・活用に関する諸課題について調査研究を行うため、文化庁に「農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会」を平成12年10月25日に設置し、計5回の審議を経て平成15年6月12日に調査報告が取りまとめられたところ。</p> <p>湿原の現況把握と保護・復元のための対策事業 湿原植生等の適切な保護管理や利活用を行うための現況把握調査、衰退した地域の修復・復元等について、地方自治体へ補助事業等を実施。</p> <p>野生生物の保護管理事業 鳥獣類を含めた野生動物の維持管理、野外では消滅した動物を飼育下で繁殖させ野生復帰を目指す事業等について、地方自治体へ補助事業等を実施。</p>	
6. 予算・税制等項目	
<p>（平成14年度予算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存管理計画策定について15百万円の補助金を交付。 ・現況把握・緊急調査について16百万円の補助金を交付。 ・動植物の保護増殖について68百万円の補助金を交付。 ・環境整備・維持管理について2,694百万円の補助金を交付。 <p>（平成15年度予算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存管理計画策定について15百万円（ ）の補助金を交付。 	

- ・現況把握や緊急調査について16百万円の補助金を交付。
 - ・動植物の保護増殖について68百万円の補助金を交付。
 - ・環境整備・維持管理について2,777百万円()の補助金を交付。
- ()を付した事業については名勝・天然記念物を含む記念物全般

7. 実績・進捗状況

平成14年3月に植物群落を1件新規指定及び、平成14年3月と12月にそれぞれ1件の追加指定。保存管理計画策定事業として、平成14年度に1件の補助事業を実施。

里地里山の維持管理のための事業として、平成14年度に6件の補助事業を実施。

上記調査報告において、農産漁村地域の歴史及び文化を背景として、伝統的産業及び生活と密接に関わり、その地域を代表する独特の土地利用の形態や固有の風土を表す景観で価値の高いものについて、文化的景観の重要地域180箇所を選定。

湿原に対する各種事業として、平成14年度に4件の補助事業を実施。

野生生物の管理事業としては、平成14年度に13件の補助事業を実施。

8. 評価

現在、名勝・天然記念物は1,000件以上指定されており、地域の生物多様性の維持に貢献している。一方、減少・衰退しているものに対して、適切な保護管理方策の検討・実施、保護増殖対策の検討・実施、ガイドラインに基づく野生復帰のための取組等が行われており、生物多様性の保全に対し有効なものと評価できる。

9. 課題

名勝・天然記念物の保存管理のための事業として各種事業を行っており、地域の生物多様性の維持・保全に貢献していると考えている。しかし、系統立てた保全に努めるため、マニュアルの作成や人材育成などの総合的推進への支援が必要である。また、新たな範疇である文化的景観の保全についても検討を進める必要がある。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第2章第1節1
2. 施策名	絶滅のおそれのある種の保存
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第5節 野生生物の保護管理
4. 施策の目標など	
<p>絶滅のおそれのある種の保存のためには、種そのものに着目した取組と、生態系・生息環境に着目した取組の両面から進める。また、緊急避難的な絶滅防止対策に加えて種の絶滅のおそれを未然に回避する予防的措置も講じる。さらに生息・生育環境の再生、修復や繁殖個体の自然下への再導入といった、より積極的な対応を強化していく。</p>	
5. 施策の概要	
<p>希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制 絶滅のおそれのある野生動植物種について、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種の指定を行い、捕獲、譲渡しについての規制を行う。 保護増殖事業の実施（トキ） トキについては、佐渡トキ保護センターにおいて、人工繁殖による個体数増加に努めているところであり、今後の佐渡における自然下への再導入に向けた取組を進める。 レッドデータブックの改訂 レッドデータブックの内容については、作成後、概ね5～10年ごとに各生物種の最新の状況をふまえ、記載種のランクの変更や削除、新たな種の追加等の改訂に向けた作業を進める。 レッドデータブックの掲載種のモニタリング調査 絶滅のおそれの高い種を中心に、その的確な保護対策が講じられるように、生息状況や生息環境等の継続的なモニタリングを地域の研究者の協力を得て行う。</p>	
6. 予算・税制等項目	
<p>希少野生動植物種等保存対策費 53百万円 特定野生生物保護対策費（全体） 237百万円 及び 絶滅のおそれのある野生生物種のモニタリング等調査費 21百万円</p>	
7. 実績・進捗状況	
<p>スイゲンゼニタナゴなど5種について国内希少野生動植物種の指定を行うとともに、ワシントン条約締約国会議の結果を踏まえ、国際希少野生動植物種の指定を行った。 佐渡のトキについて、将来の野生復帰に向けて、「環境再生ビジョン」及び「トキ野生順化プログラム」を地域の参加の下で作成した。 レッドデータブックの改訂を行うとともに、レッドリストの見直しに向けた検討を開始した。 レッドデータブックの掲載種であるダイトウオオコウモリなど必要性の高い種について生息状況の調査を行った。</p>	
8. 評価	
<p>希少野生動植物の保護については、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種の指定を行うことで、希少な動植物の捕獲あるいは譲渡を規制するとともに、保護増殖事業を推進等により、国内希少野生動植物の保護施策の進捗が見られた。 また、レッドデータブックの改訂、レッドリストの見直し検討作業の開始により希少野生動植物のリストの管理上進捗があった。また、ダイトウオオコウモリの調査等により希少野生動植物に関する新たな知見、情報を得た。</p>	
9. 課題	
<p>希少野生動植物の保護を更にすすめるために、国内希少野生動植物種への指定、生息地保護区の指定等を進めること、トキの野生復帰に向けた取組を進めること、猛禽類の取り扱いについて検討を進めること等が課題である。 また、希少野生動植物のリストアップ作業の適切な運用のため、レッドリストの見直しを行うこと、及び、そのために必要な適切な情報収集を行うことが今後必要である。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第2章第1節2
2. 施策名	野生鳥獣の保護管理
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第5節 野生生物の保護管理
4. 施策の目標など	
<p>自然環境を構成する重要な要素である鳥獣を後世に伝えていくため、生息環境の保全・整備や捕獲の規制、調査研究等を総合的に推進し、鳥獣の保護管理の充実強化を通じて、生物多様性の確保を図る。生息数が著しく増加又は減少している個体群について、人との軋轢を回避するための調整や、生息環境を改善するなどの措置を講じ、計画的な保護管理を推進する。</p>	
5. 施策の概要	
<p>鳥獣保護区の設定と管理 全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域については、国が国設鳥獣保護区とし積極的に指定の推進を図る。</p> <p>野生鳥獣の捕獲の規制 「鳥獣保護法」を改正し、生態系の攪乱など悪影響がある捕獲個体の放置を規制するとともに、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼養禁止や一定の鳥獣の販売を制限。くくりわな等による錯誤捕獲や犬のみによる狩猟など、猟法に係る問題への対応の検討を進める。</p> <p>野生鳥獣の保護管理 特定鳥獣保護管理計画制度に基づく科学的、計画的な保護管理を進める。国会附帯決議を踏まえ鳥獣保護と狩猟に関する主要な課題について総合的な検討と対応を進める。</p> <p>野生鳥獣の救護体制等 水鳥類等の鉛中毒を防止するため、鉛製散弾を使用した猟法を禁止する区域の設定の促進といった対策を推進する。 天然記念物の適切な保護管理を行い、保全方策を推進する。</p>	
6. 予算・税制等項目	
<p>国設鳥獣保護区管理強化費 80百万円 特になし 特定鳥獣保護管理対策費補助 134百万円 野生鳥獣管理技術育成事業費 12百万円 特定鳥獣保護管理実施状況調査費 31百万円 特になし 保存管理計画策定 15百万円（天然記念物を含む記念物全般） 管理方策の検討 410百万円（農林産物の被害防止対策費含む）</p>	
7. 実績・進捗状況	
<p>鳥獣保護区の設定と管理 新たに藤前干潟、宮島沼を国設鳥獣保護区として指定した。</p> <p>野生鳥獣の捕獲の規制 平成14年7月に「鳥獣保護法」を改正し、生態系の攪乱など悪影響がある捕獲個体の放置を規制するとともに、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼養禁止を行った。また、犬のみによる猟法の規制を行った。</p> <p>野生鳥獣の保護管理</p>	

特定鳥獣保護管理計画制度の推進のため、都道府県の計画策定に対し補助を引き続き行うとともに、野生鳥獣保護管理検討会において、鳥獣保護と狩猟に関する主要な課題について検討を行っている。

野生鳥獣の救護体制等

「鳥獣保護法」の改正において、鉛製散弾の使用など特定の猟法を禁止する指定猟法禁止区域制度を創設した。

天然記念物保護制度による保護管理

保存管理計画の策定や管理方針の検討に対する補助を行うとともに、助言等を行っている。

8．評価

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律関係の法令、基本指針の改正により、法制度の整理、平易化とともに、保護管理の強化が図られた。また、国設鳥獣保護区の新規指定等により生息地の保護管理の強化を図った。さらに、犬のみによる猟法の規制等により鳥獣の保護のための措置が強化された。

野生鳥獣保護管理検討会による鳥獣保護及び狩猟のあり方の検討により、基本的な課題に関する問題の整理が進んだ。

9．課題

我が国社会の変化に対応して、人と鳥獣の関係を再構築するため鳥獣保護及び狩猟のあり方の検討を行う必要がある。また、深刻な農林業等への被害対策や著しく減少した鳥獣の保護管理のため、科学的・計画的な鳥獣の保護管理の推進を強化する必要がある。とりわけ広域的な観点から保護管理のあり方を検討する必要がある鳥獣について保護管理の方針の策定を検討する必要がある。

環境省自然環境局野生生物課鳥獣業務室
文部科学省文化庁文化財部記念物課

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第2章第1節3(1)
2. 施策名	移入種（外来種）等生態系への攪乱要因への対策（移入種（外来種）対策）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第5節 野生生物の保護管理
4. 施策の目標など	移入種（外来種）について生物多様性や農林水産業への支障を防ぐため、移入種（外来種）の侵入の予防、侵入の初期段階での対応、定着した種の駆除・管理の3段階で対応する必要があり、特に他の地域と隔離され固有の生物相を有する島嶼等では移入種（外来種）が在来の生物相と生態系を大きく変化させるおそれが高いため、重点的な対応を行う。
5. 施策の概要	<p>移入種（外来種）の利用による影響の予防措置 利用に先立つ影響の予測とそれに応じた管理を行うための効果的な措置を検討する。また、生物の輸入の実態を明らかにするとともに、生物多様性に影響を生じさせる国外からの移入種（外来種）の水際での管理について検討する。</p> <p>固有の生物相を有する地域等における対策 奄美大島のマングースなど、固有な生物相を有する島嶼等において、生物多様性への影響を生じさせている移入種（外来種）の計画的な排除・管理を行うとともに、侵入ルートにおける監視体制の確立等の定着初期の駆除・管理のための効果的な措置について検討を進める。</p> <p>移入種（外来種）に係る調査 生物多様性への影響が懸念される移入種（外来種）のモニタリングを実施する。</p> <p>天然記念物関連の移入種（外来種）対策 天然記念物に対し、保護管理対策の一環として移入種の除去等を行う。</p>
6. 予算・税制等項目	<p>及び 移入種駆除対策事業費 46百万円 現況把握調査事業 16百万円（他の天然記念物を含む）</p>
7. 実績・進捗状況	<p>移入種（外来種）の利用による影響の予防措置 影響の予防措置も含め移入種対策に関する措置の在り方について中央環境審議会において審議を行っている。</p> <p>固有の生物相を有する地域等における対策 奄美大島及び沖縄やんばる地域において、在来の希少動物を捕食するマングース等の駆除事業を実施した。</p> <p>移入種（外来種）に係る調査 西表島において、毒性を持つ移入種であるオオヒキガエルを、在来の希少動物が捕食する事のないようモニタリングを平成14年度から実施している。</p> <p>天然記念物関連の移入種（外来種）対策 地域個体群等への遺伝的攪乱等が予想される場合には、現況把握調査等への補助や具体的な対応策の検討を行っている。</p>
8. 評価	奄美大島等におけるマングースの駆除の実施等により、早急に対応が求められる地域での移入種対策が推進された。また、中央環境審議会における移入種対策の検討により総合的、体系的な移入種対策の推進に向けて進捗があった。
9. 課題	移入種対策としては、引続き緊急性を要する種の駆除を進めるとともに、移入種対策の制度化に向けた取組を行う必要がある。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第2章第1節3(2)
2. 施策名	移入種（外来種）等生態系への攪乱要因への対策（化学物質対策）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4. 施策の目標など	
<p>化学物質による人及び生態系に対する影響の適切な評価と管理を視野に入れた化学物質対策を推進する。</p> <p>化学物質の内分泌攪乱作用等に関する解明に資する調査を推進する。</p> <p>農薬による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。</p>	
5. 施策の概要	
<p>生態系への影響を考慮する観点から、動植物への毒性を化学物質の審査項目へ新たに加える等化学物質審査規制法に必要な改正を行う。</p> <p>化学物質の内分泌攪乱作用の調査</p> <p>内分泌攪乱作用が疑われる化学物質のカワウ、タヌキ等への蓄積量について調査を実施する。</p> <p>農薬による環境リスクを管理するため、農薬取締法に基づき必要な規制等を行う。</p>	
6. 予算・税制等項目	
<p>平成14年度化学物質審査規制法施行関連予算92百万円のうち、生態系保全の観点を含めた化学物質の審査・規制手法の改善調査として40百万円。平成15年度70百万円に増額。</p> <p>平成14年度環境汚染等健康影響基礎調査費1,690百万円のうち内分泌攪乱化学物質のリスク評価・試験法開発及び国際共同研究等推進経費1,275百万円（平成14年度内分泌攪乱化学物質に関する野生生物調査：40百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬生態影響評価システム確立事業（平成14年度12百万円、平成15年度10百万円） ・農薬による水生生物影響実態把握調査（平成14年度47百万円、平成15年度45百万円） ・農薬による陸域生態系影響評価技術開発調査（平成14年度0円、平成15年度20百万円） 	
7. 実績・進捗状況	
<p>関係審議会（産業構造審議会、厚生科学審議会、中央環境審議会）において今後の審査・規制制度の在り方についての審議が行われ、平成15年2月に、化学物質の動植物への影響に着目した審査・規制制度を導入するとともに、環境中への放出可能性を考慮した、一層効果的かつ効率的な措置等を講じることが必要であるとの結論が得られた。これを踏まえ、同年3月7日に、化学物質審査規制法の改正法案が国会に提出され、去る5月22日に成立した（平成15年5月28日公布）。改正法の下では、難分解性があり、かつ、動植物への毒性があると判定された化学物質については、製造・輸入事業者が製造・輸入実績数量の届出を求めるとの監視措置を講じ、必要な場合には製造・輸入数量の制限などを行うことができる制度となった。</p> <p>内分泌攪乱作用が疑われる化学物質の蓄積状況を把握するため、平成14年度はカワウ、タヌキ等について、アルキルフェノール類等の蓄積濃度の分析を実施した。</p> <p>新しい環境基本計画を踏まえ、持続可能な社会の構築を実現するためには、従来の対応に加え農薬の環境リスクの評価・管理制度の中に生態系の保全を視野に入れた取組を強化することが必要との観点から、「農薬生態影響評価検討会」を設置し、平成14年5月に「我が国における農薬生態影響評価の在り方」について第2次中間報告（http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=3377）を取りまとめた。これを踏まえ、中央環境審議会での審議及び農業資材審議会への諮問・答申を経て、農薬取締法第3条第2項に基づき環境大臣が定める告示（農薬取締法第3</p>	

条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件)の第3号(水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準)を、平成15年3月28日に改正し、平成17年4月1日から施行することとした。

8. 評価

化学物質審査規制法の改正により生態系保全を視野に入れた対策が可能となり、目標の達成に向けて大きな前進があった。

内分泌攪乱作用が疑われる化学物質のカワウ、タヌキ等への蓄積量を把握し、化学物質の内分泌攪乱作用等の解明に資する資料を得た。

登録保留基準の改正により、農薬登録時の水産動植物への影響評価について、魚類に加え甲殻類及び藻類への影響を評価し、個別の農薬の特性に応じた曝露評価・毒性評価を行い、水田以外で使用される農薬について評価を行うとするなど、リスク管理を大幅に強化したものと評価。

9. 課題

- ・化学物質審査規制法の改正を踏まえた審査・規制体制の整備する必要がある。
- ・動植物に対する影響評価を含めた新規化学物質の審査・規制の着実な実施する必要がある。
- ・動植物に対する影響評価を含めた既存化学物質の安全性点検の推進及び必要な規制を実施する必要がある。

S P E E D '98にリストアップされた内分泌攪乱作用が疑われる化学物質の環境汚染状況の調査に継続して取り組む必要がある。

- ・改正された登録保留基準の施行へ向け、曝露評価、毒性評価及びモニタリング方法の詳細を確定する必要がある。

- ・中長期的には、慢性毒性評価及び他の生物種での影響について評価方法を確立する必要がある。

環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室
環境安全課
環境管理局水環境部土壌環境課農薬環境管理室
経済産業省製造産業局化学物質管理課

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第2章第1節4
2. 施策名	飼育栽培下における種の保存
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第5節 野生生物の保護管理
4. 施策の目標など	
<p>絶滅のおそれのある動植物について、野外での個体群維持が危惧される水準まで減少するなどその生息状況に応じて必要な場合には、将来的に生息地等への再導入を前提として緊急避難的に飼育管理下に移す、いわゆる生息域外での人工繁殖が必要。</p>	
5. 施策の概要	
<p>飼育栽培下における種の保存は、野生下での取組との連携を確保しつつ、全体として効果的な種の保存対策が講じられるよう国、地方公共団体、動物園、水族館、植物園、試験研究機関、研究者等の連携・協力の下に事業を進める。</p>	
6. 予算・税制等項目	
<ul style="list-style-type: none"> ・希少野生動植物種等保存対策費 53百万円の一部（第2章第1節3再掲） ・共生と循環の地域づくりモデル事業 36百万 ・増殖等事業 68百万円（他の天然記念物を含む） 	
7. 実績・進捗状況	
<p>トキ、コウノトリ、ツシマヤマネコなどについて、野生復帰に向けて、飼育下での人工増殖等を引続き実施した。また、トキ、ツシマヤマネコ及びイリオモテヤマネコについては、共生と循環の地域づくりモデル事業により今後の野生復帰に向けた自然的・社会的検討を行った。特に、トキについて、人工増殖の技術が確立され野生復帰の見こみが立つとともに、野生復帰の具体化に地域の参加を得た検討を行い、復帰に向けたビジョンを策定した。</p>	
8. 評価	
<p>トキ、コウノトリについて、野生復帰に向けた具体的な進捗がみられた。</p>	
9. 課題	
<p>トキについて、野生復帰に向けた順化施設の整備など具体的取組を行う必要がある。ツシマヤマネコについても、将来的な野生復帰に向けた取組を強化する必要がある。</p>	

環境省自然環境局野生生物課
文部科学省文化庁文化財部記念物課

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第2章第2節1（1）
2．施策名	生物資源の持続可能な利用（環境保全分野での利用）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4．施策の目標など	
環境保全に有用な遺伝子を探索・単離し、遺伝子組換え等によりそれを利用するための研究を行う。	
5．施策の概要	
<p>環境保全に有用な遺伝子の探索・単離 生物による環境浄化やセンシング等のしくみを解明し、環境保全に利用しうる遺伝子を探索・単離する。</p> <p>遺伝子組換え等による有用遺伝子利用のための研究 遺伝子組換え技術等を用いて有用遺伝子を環境保全に利用するための研究を行う。</p>	
6．予算・税制等項目	
独立行政法人国立環境研究所運営費交付金等	
7．実績・進捗状況	
<p>環境ホルモンのビスフェノールAを無毒化する植物の酵素（UDP-グルクロノシルトランスフェラーゼ）を発見した。</p> <p>エチレン合成系酵素の遺伝子組換えにより、植物のオゾン耐性が増加することを明らかにした。また、植物の30種類の遺伝子の発現をオゾンのセンサーとして利用できる可能性が示唆された。</p>	
8．評価	
<p>ビスフェノールAを無毒化する植物の酵素の発見と遺伝子組換えによる植物のオゾン耐性の改善は、植物を用いた環境浄化技術(ファイトレメディエーション)の進展に大きく寄与する研究成果である。また、オゾンセンサーとして利用できる植物遺伝子の発見は、生物を用いた新たな環境診断法の開発につながる重要な成果である。</p>	
9．課題	
<p>8．にあるように、個々の研究において着実な成果が得られているが、現在のバイオ・ゲノム技術の急速な進展を考えると、より強力にこれらの研究を推進する必要がある。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第2章第2節1（2）
2．施策名	生物資源の持続可能な利用（農林水産分野での利用）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4．施策の目標など	
<p>バイオテクノロジーによる遺伝資源の利用にあたっては、生命の設計図であるゲノムを解析し、生物の持つ情報・機能を活用することにより、今後、機能性作物の開発等による食料・農業問題の解決や有用物質生産技術の確立による新産業の創出を促進し、生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続的な利用を図る。</p>	
5．施策の概要	
<p>イネ・ゲノムの全塩基配列の解明 国際コンソーシアムのリーダー国として、イネ・ゲノム塩基配列解読の大幅な加速化を図る。</p> <p>イネ・ゲノムの有用遺伝子の単離・機能解明 将来の画期的新品種の創出等の基礎となる有用な遺伝子の機能解明について、その飛躍的効率化と特許化を図る。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>平成14年度 2,015百万円、平成15年度 723百万円 平成14年度 1,982百万円、平成15年度 1,594百万円</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>イネ・ゲノム研究では、平成14年12月、我が国を中心とした IRGSP（国際イネゲノム塩基配列解読プロジェクト）が、イネゲノム塩基配列のうち重要部分の高精度解読を終了。</p> <p>また、本年7月、世界に先駆けて約3万2千種類のイネ完全長 cDNA（遺伝子に相当する塩基配列情報）の塩基配列解読を達成。</p> <p>有用遺伝子の単離・機能解明では、平成15年5月末時点において、遺伝子特許を46件出願中（うち3件登録済）。</p>	
8．評価	
<p>イネゲノム重要部分の塩基配列の解読終了は、歴史的な成果であるとともに、世界の主要穀類の遺伝子解明に急速な進歩をもたらすことから、生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続的な利用を図る上で重要な意義を有するものと評価。</p>	
9．課題	
<p>今後は、前記の解読成果等を活用した、いわゆるポストゲノムシーケンス研究、即ち有用遺伝子特許の取得等をめぐる国際競争が一層激化することが見込まれることから、農業、産業に役立つ遺伝子の効率的な機能解明、特許化を加速化するとともに、基礎ゲノム研究の効率的な実施を図る体制の整備を進めていくことが必要。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第2章第2節1（3）
2．施策名	生物資源の持続可能な利用（医療分野での利用：ヒト遺伝子等解析研究）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第6節 自然環境データの整備
4．施策の目標など	
<p>ヒト遺伝子等解析研究について、文部科学省は理化学研究所ゲノム科学総合研究センターや遺伝子多型研究センターにおいて、遺伝子に関する体系的な構造・機能研究を推進している他、国際的な協力計画である国際ヒトゲノム計画にも貢献。ヒト遺伝子等の解析研究は、疾病の治療法の開発に資するとともに、生物進化のメカニズムの解明につながるものであり、生物多様性の理解にも資するものである。</p>	
5．施策の概要	
<p>国際ヒトゲノム計画 約30億あるといわれるヒトの全染色体DNAの塩基配列を解析する試み。1991年より国際協力計画として正式にスタートし、1996年以来、日米英独仏中の6か国24研究機関が国際ヒトゲノムシーケンズ決定コンソーシアムを形成して推進（中国の参加は1999年より）。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>我が国においては1995年度から、日本科学技術情報センター（当時：現科学技術振興事業団）より、理化学研究所、慶應義塾大学及び東海大学等に対する支援を開始。その後、理化学研究所において解析を継続（平成15年度予算 649百万円、平成14年度予算 1,337百万円）</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>我が国からは、理化学研究所ゲノム科学総合研究センター、慶應義塾大学医学部、東海大学医学部、国立遺伝学研究所が参加して解析を進め、特に21番・11番染色体の解析で中心的な役割を果たした。2003年4月14日にはヒトゲノム塩基配列の精読な解読が完了し、日・米・英・仏・独・中の6ヶ国の首脳により、ヒトゲノム配列解読完了に関する共同宣言が発出されている。</p>	
8．評価	
<p>我が国は21番及び11番染色体の解析において中心的な役割を果たした他、遺伝子数の推定などに貢献。日本の関与は量にして6%であるが、その精度の高さは国際的に高い評価を受けている。</p>	
9．課題	
<p>今後は解読されたゲノム配列情報の活用を図り、複雑な生命の営みをシステムとしてとらえた、生命システム全体のメカニズムの解明や、ゲノム情報を基にした画期的な薬剤・治療法の開発のための基盤研究などを推進していくことが重要である。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第2章第2節1（4）
2．施策名	研究基盤としての遺伝資源の利用
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第6節 自然環境データの整備
4．施策の目標など	
<p>研究基盤としての遺伝資源の利用に係わる取組みとして、文部科学省は平成14年度より、戦略的・体系的な生物遺伝資源の整備に向けた「ナショナルバイオリソースプロジェクト」に着手した。本プロジェクトは、ライフサイエンスの研究に用いる実験動植物(マウス、シロイヌナズナ等)、ES細胞などの幹細胞、各種生物の遺伝子材料等の中で、今後のライフサイエンスの研究を推進する観点から国が特に戦略的に整備することが重要なものについて、体系的に収集・保存・提供等を行うためにその体制を整備することを目的としている。</p>	
5．施策の概要	
<p>実験動植物や、ES細胞などの幹細胞、各種生物の遺伝子材料等のバイオリソースのうち、国が戦略的に整備することが重要なものについての体系的な収集・保存・提供等を行うための統合的なシステムを構築する。具体的には以下の2つのプログラムを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核的拠点整備プログラム ライフサイエンス研究に不可欠な生物等の収集・保存・提供又は開発を行うために、生物種等の対象ごとに拠点を整備する。 ・情報センター整備プログラム 中核拠点において整備されるバイオリソースの所在情報や各リソースの遺伝情報等を集約し、それらの情報を提供するセンター機能を整備する。 	
6．予算・税制等項目	
<p>平成14年度 4,439百万円 補正予算 800百万円 平成15年度 4,000百万円</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>平成14年度より、実験動植物(マウス、シロイヌナズナ等)、ES細胞などの幹細胞、各種生物の遺伝子材料等の21の生物遺伝資源に係る中核的拠点の整備（調査を除く）を開始した。平成15年度においても、これらの中核的拠点の整備を着実に推進するとともに、新たに3つの生物遺伝資源の中核的拠点の整備を追加した。</p>	
8．評価	
<p>本プロジェクトに係る中間評価は平成16年度に実施する予定であるが、各中核的拠点からの年度報告から生物遺伝資源の収集・保存・提供体制の整備が着実に実施されているものと認識している。</p>	
9．課題	
<p>今後の本事業の持続的発展のあり方について検討していく必要がある。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第2章第2節1(5)
2. 施策名	産業分野での利用
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4. 施策の目標など	バイオマスの利用による再生可能資源への転換、バイオプロセスの利用による環境負荷の少ない工業プロセスへの変革、廃棄物、汚染物質等の生分解・処理の研究開発を行うことによって、循環型産業システムの創造を図る。
5. 施策の概要	<p>植物機能利用工業原料生産技術開発 植物に目的とする原材料を高効率に生産させるために必要な基盤技術の開発を行う。 生物機能を活用した生産プロセスの基盤技術開発 過度に化石資源に依存した産業システムから、バイオプロセスを導入した環境調和型循環産業システムへの変革を図るため、蓄積された微生物の遺伝子情報に基づきバイオプロセスを設計することを可能にする新たな基盤技術を確立する。 生分解・処理メカニズムの解析と制御技術の開発 分解・処理菌群の構成を解析し、そのメカニズムを解明することにより、生分解・処理プロセスの制御を可能とし、高効率化を図る。</p>
6. 予算・税制等項目	<p>平成14年度予算1,455百万円、平成15年度予算 862百万円 平成14年度予算1,930百万円、平成15年度予算1,482百万円 平成14年度予算 800百万円、平成15年度予算 642百万円</p>
7. 実績・進捗状況	<p>モデル植物を用いた植物の物質生産能の解析を実施し、cDNAライブラリーの作成、物質生産系の生成物や経路、関与する酵素や遺伝子、これらを調節する機能の解析を進めた。また、実用植物で物質生産制御技術の開発として、いくつかの有用酵素遺伝子の取得等を行った。</p> <p>微生物を用いた宿主細胞創製のため機能未知遺伝子の機能解明と平行して、500kbpを超える染色体部分削除株を作製し、代謝改良や染色体加工技術の開発を行った。また、約1800の化学反応式からなる大腸菌モデルの自動生成に成功したほか、有用物質を生成する活性を持つ微生物を400株以上分離した。</p> <p>メタン発酵プロセスの高効率化、安定化技術の開発、土壌中難分解性物質等の生分解・処理技術の開発、嫌気性微生物の機能解明及び育種等基盤技術の開発に着手した。</p>
8. 評価	化石資源に過度に依存した産業システムから生物の機能を活用した省エネルギー・低環境負荷型の産業システムに転換する技術開発を行うことは、持続可能な産業システムを構築し、生物資源の持続的な利用を行う上で重要な意義を有するものと評価。
9. 課題	本研究開発においては、実用化に必要な技術基盤を確立することが課題であるため、基本的には、遺伝子改変生物の閉鎖系使用が想定されているが、研究開発成果の実用化段階のうち、特に遺伝子改変生物の野外使用を伴う場合には、カルタヘナ議定書の国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の承認取得義務対象となることに留意しつつ生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用を推進する必要がある。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第2章第2節2（1）
2．施策名	遺伝資源の保存と提供（環境保全分野における取組）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4．施策の目標など	
<p>微細藻類系統保存事業 環境問題・保全にかかわる微細藻類を収集・保存し、研究者に提供する。 環境試料タイムカプセル化事業（絶滅危惧・希少生物の細胞等遺伝資源の長期保存事業） 絶滅の危機に瀕する野生生物の細胞や遺伝子を凍結保存し、絶滅原因の究明や保護増殖など、将来の利用に資する。あわせて、絶滅の危機に瀕する藻類の系統保存を行う。</p>	
5．施策の概要	
<p>研究で使用され、特殊な性質を有した微細藻類の寄託、および様々な環境からの分離により多様な微細藻類種を収集し、長期保存法の検討、品質保証などを行いながら保存し、依頼にしたがって分譲する。 絶滅危惧種の哺乳類、鳥類、魚類の生殖細胞、体細胞等を、各地の動物園、環境省が行う絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業と連携を図りながら収集し、凍結保存する。絶滅危惧藻類については生息地の調査、培養・保存法の検討を行いながら、産地ごとの収集を行う。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>独立行政法人国立環境研究所運営費交付金等 環境試料タイムカプセル化事業</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>現在約1000株の微細藻類株を保有しているが、多くは継代培養法により維持してきた。平成14年度より、省力化と安定した長期保存を行うため、全株数の20%にあたる200株あまりについて凍結保存に移行した。 平成14年度よりタイムカプセル化事業を開始し、絶滅の危機に瀕する野生生物の細胞・遺伝子の収集・保存体制の整備を行い、ツシマヤマネコ、リュウキュウアユなど野生動物精子の凍結保存、シマチスジノリなどの淡水産紅藻の系統保存を開始した。</p>	
8．評価	
<p>毎年400から600株を分譲し、安定した実績を積んでいる。新しい保存施設であるが、諸外国の同様な歴史ある保存機関との共有体制の整備を開始し、保存機関として高い評価を得ている。 絶滅危惧種の細胞・遺伝子保存というユニークなジーンバンクのため、社会的注目を集めた。</p>	
9．課題	
<p>生物資源としての移動に係わる手続きの整備が必要。 と同様手続きの整備が必要。今後の所内外の体制整備が重要。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第2章第2節2（5）
2．施策名	遺伝資源の保存と提供（産業分野等における取組）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4．施策の目標など	
<p>製品評価技術基盤機構において、関係省庁及び関係機関との連携・協力の下、生物遺伝資源部門（NBRIC）において微生物を中心とする多用な遺伝資源を系統的に保存するとともに、未知微生物を含む遺伝資源を探索・収集、品質管理、保存、提供を行い、生物多様性の保全の研究、遺伝資源の産業利用を促進する。また、生物多様性条約の観点から、遺伝資源の取得や提供に関するコンサルタント的機能を果たすとともに、遺伝資源の保存等に関する国内外の人材育成を行う。</p>	
5．施策の概要	
<p>地球上に存在するといわれている180万を越える難培養微生物などの未知な微生物及びその遺伝子について、その探索・分離に必要な技術を開発すると共に、生物遺伝資源の収集、遺伝子機能解析などを行い、ゲノム情報に基づいた生物遺伝資源ライブラリーを構築する。</p> <p>また、独立行政法人製品評価技術基盤機構においては、バイオテクノロジー及びその産業化のための技術基盤となる生物遺伝資源とその情報を整備し、産学官の研究者に幅広く提供するため、微生物を中心とした我が国の中核的な機関としての活動体制を整備する。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>生物機能活用型循環産業システム創造プログラム中の「ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築事業」において、難培養、未知微生物等の有用な微生物及びそれらのDNA等の探索、機能解析手法の研究開発を実施。（平成15年度予算：4.3億円）</p> <p>微生物を中心とした我が国の中核的な機関としての活動体制を整備するために必要な事業の実施（独立行政法人製品評価技術基盤機構交付金事業）</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>独立行政法人製品評価技術基盤機構において、平成14年4月に生物遺伝資源を整備・提供していくための施設を整備し、平成14年7月から供給を開始。（平成15年3月時点で微生物約1万8千株、微生物由来のDNAクローン約1万、計約2万8千の生物遺伝資源等を保存）</p> <p>独立行政法人製品評価技術基盤機構は、多様な微生物が生息することが期待される東南アジアからの生物遺伝資源を生物多様性条約を踏まえつつ整備するため、インドネシアと平成14年3月に包括的覚書（MOU）を締結するとともに、そのMOUの下で平成15年4月に具体的な共同研究実施合意書（PA）をインドネシア側と締結した。</p>	
8．評価	
<p>平成14年度から実施された「ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築事業」において、平成16年度に中間評価を行う予定。</p> <p>また、独立行政法人製品評価技術基盤機構の事業については、独立行政法人評価委員会において評価を行っているところ。</p>	
9．課題	

生物機能活用型循環産業システム創造プログラム中の「ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築事業」において、平成15年度に引き続き難培養、未知微生物等の有用な微生物及びそれらのDNA等の探索、機能解析研究を実施する。

現在、インドネシアとのPAに基づいて定められた採取地が数カ所に限定されているが、他の地域においても多様な微生物が分布していると考えられる。このため、今後採取地を拡大できるようにインドネシア関係機関と交渉することが必要である。

効率よく微生物資源の収集を行うため、微生物の多様性と分布状況を把握する必要がある。

PAに基づく共同研究をスムーズに行うためには、現地での微生物の収集、分離、培養及び同定（簡潔な性状調査）を行う必要がある。このための機器等の整備を検討する必要がある。

インドネシアでの実例をモデルケースとして、共同研究を他の海外生物遺伝資源国へ拡大することを検討する必要がある。

経済産業省製造産業局生物化学産業課
産業技術環境局知的基盤課

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第2章第2節3
2．施策名	バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締結に必要な国内措置の構築
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4．施策の目標など	<p>遺伝子組換え技術等の進展により、生物に新たな形質を付与することが容易となったため、当該生物の形質によっては、野生生物種の急激な減少等を引き起こし、生物の多様性に影響を与える可能性が危惧されている。このため、遺伝子組換え生物の安全な利用、取扱いに関する国際的枠組みである「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」を早期に締結するため、国内担保措置の構築に取り組む。</p>
5．施策の概要	<p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の策定 遺伝子組換え生物等の使用による生物多様性への悪影響を防止することを目的とした生物多様性条約カルタヘナ議定書の早期締結を行うため、環境省が中心となって、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省の6省で議定書に対応した国内法を検討。 移入種の問題に関しては、生物多様性条約締約国会議において「移入種の防御、導入及び影響緩和のための中間指針原則」として決議された。我が国としてもこれを踏まえた国内対策の充実等に努める。</p>
6．予算・税制等項目	
7．実績・進捗状況	<p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律を国会に提出。2003年6月に成立、公布された。 関連する政令、省令、告示の策定作業を進めており、準備が整った段階で議定書を締結し、法の全面施行の予定。 当決議を踏まえ、早急に対応すべき地域について駆除を進めるとともに、移入種対策の制度のあり方について検討を行っている。</p>
8．評価	<p>遺伝子組換え生物等による生物多様性への影響の防止の観点から、カルタヘナ議定書に対応した国内法が公布されたことは、生物多様性保全上重要。 奄美大島等におけるマングースの駆除の実施等により、早急に対応が求められる地域での移入種対策が推進された。また、中央環境審議会における移入種対策の検討により総合的、体系的な移入種対策の推進に向けて進捗があった。</p>
9．課題	<p>法律に基づき、遺伝子組換え生物を環境中で使用する場合の生物多様性への影響の評価の的確な実施等、法の的確な運用が必要。 移入種対策としては、引続き緊急性を要する種の駆除を進めるとともに、移入種対策の制度化に向けた取組を行う必要がある。</p>

環境省自然環境局野生生物課
 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
 経済産業省製造産業局生物化学産業課
 農林水産省消費・安全局農産安全管理課

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第2章 第2節 3（1）
2. 施策名	遺伝子組換え生物の利用における安全性確保（実験段階における安全性確保）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4. 施策の目標など	<p>遺伝子組換え技術等の進展により、生物に新たな形質を付与することが容易となったため、当該生物の形質によっては、野生生物種の急激な減少等を引き起こし、生物の多様性に影響を与える可能性が危惧されている。このため、組換えDNA実験に対して指針の策定・運用等の措置を講じ、生物多様性の保全等を図る。</p>
5. 施策の概要	<p>組換えDNA実験指針の運用 組換えDNA実験指針に基づき、文部科学省において実験計画を審査し、その妥当性を確認することなどにより、我が国で実施される組換えDNA実験の安全確保を図る。 ライフサイエンス安全研究プログラムの企画・立案 遺伝子組換え生物等の環境中への放出を伴う研究におけるリスク評価及びリスク管理に関する知見の充実等を図るため、標記の研究の企画・立案を行う。</p>
6. 予算・税制等項目	<p>特になし 平成15年度予算額2,845百万円の内数（新規）</p>
7. 実績・進捗状況	<p>従来の「組換えDNA実験指針」（昭和54年8月内閣総理大臣決定（平成13年1月より文部科学大臣決定））及び「大学等における組換えDNA実験指針」（平成3年1月文部省告示第4号）を廃止し、新たに「組換えDNA実験指針」（平成14年1月31日付文部科学省告示第5号）を定め、平成14年3月1日から施行している。 平成14年度においては、80件の大臣確認実験の計画の妥当性を確認した。 （平成15年7月より開始。）</p>
8. 評価	<p>組換えDNA実験の安全確保に向けた取組みを着実に進めており、目標は概ね達成されたと考える。</p>
9. 課題	<p>遺伝子組換え生物等規制法第34条の規定等を踏まえ、引き続き推進することが必要。</p>

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第2章第2節3（2）
2. 施策名	遺伝子組換え生物の利用における安全性確保（産業利用段階における安全性の確保）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4. 施策の目標など	
<p>農林水産分野の取組 遺伝子組換え農作物等の環境に対する安全性の確保については、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」に基づき安全性を確認してきたところである。一層の施策の充実を図るため、平成15年6月に公布された遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく安全性の評価・水際検査等を的確に実施し、生物の多様性の保全を図る。</p> <p>食品分野の取組 近年、国際的な流通が急速に広まっている遺伝子組換え食品（農作物）に対して、安全性未審査のもの国内流入を防止するために検査体制及び遺伝子組み換え食品の適切な表示に対する監視体制の整備を行うことにより、生物多様性の保全を図る。</p> <p>医薬品分野の取組 これまで、医薬品等の分野においては、「組換えDNA技術応用医薬品の製造のための指針」により遺伝子組換え生物の使用の規制を行ってきたところであるが、生物多様性の保全の観点から、より一層の施策の強化を図るため、平成15年6月に公布された遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき規制を行うことにより、生物多様性の保全を図る。</p> <p>組換えDNA技術工業化指針 遺伝子組換え体を用いた鉱工業利用を行う際の安全性の確保を行う。 なお、鉱工業利用分野においては、昭和61年より現在まで「組み換えDNA技術工業化指針」により、安全性の確保を行ってきたところである。今後は、平成15年6月に交付された「遺伝子組換え生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、組換え生物の安全性の確保を図る。</p>	
5. 施策の概要	
<p>ガイドラインに基づき、農林水産分野における組換え体の環境安全性確認の実施。農林水産分野における遺伝子組換え生物等の使用等の規制のあり方の検討 安全性未審査の遺伝子組換え食品の検知法を開発し、適切な表示及び適正検査の推進のため、検疫所及び地方自治体の食品衛生監視員を対象とした研修会及び精度管理を実施する。 医薬品等の分野における遺伝子組換え生物等の使用の規制のあり方の検討 薬事・食品衛生審議会に「医薬品等における遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する検討小委員会」を設置し、規制のあり方について検討。 遺伝子組換えDNA技術工業化指標の運用</p>	
6. 予算・税制等項目	
<p>平成14年度 23百万円 平成15年度 18百万円 平成14年度 16百万円 平成15年度 16百万円 平成14年及び15年度予算は特になし。</p>	
7. 実績・進捗状況	
<p>「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」に基づき、これまで117件の安全性確認を行った。 平成13年4月より食品衛生法に基づき遺伝子組換え食品の安全性審査を義務付けており、現在</p>	

までに55品目の食品の安全性を確認し、国内流通を認めている。一方で、地方衛生研究所等の食品衛生監視員を対象として検知法に関する実技研修会を実施しており、平成14年度の実施実績は4名×3回である。しかしながら安全性未審査のものに対する検知法については、十分な対策が整っていない。

食品の表示については、安全性審査の法的義務化と一体のものとして、JAS法の表示と同様の表示を平成13年4月より義務付けたところである。

薬事・食品衛生審議会に「医薬品等における遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する検討小委員会」を設置。平成15年6月より、医薬品等の分野において、上記の法律の施行にあたり必要な事項を検討中。「組換えDNA技術応用医薬品の製造のための指針」に基づき、組換えDNA技術を用い医薬品等を製造する際の設備・装置等が本指針に適合していることを228件確認している（昭和61年度～平成14年度）。

遺伝子組換えDNA技術の鉱工業利用を適切に行うため、昭和61年に「組換えDNA技術工業化指針」を告示。平成15年5月までに395件の確認を行った。うち2件が開放系利用であった。

8. 評価

農林水産分野における遺伝子組換え農作物等の環境に対する安全性を確認することは、我が国の生物多様性の保全上、重要な意義を有するものと評価できる。

米国を中心として新しい除草薬耐性、害虫抵抗性等の遺伝子組換え食品（農作物）の開発が進んでいるが、安全性未審査の遺伝子組換え食品（農産物）の監視は、我が国の生物多様性の保全上、重要な意義を有するものと評価できる。

医薬品等の分野においても遺伝子組換え生物を利用しているものがあることから、遺伝子組換え生物等の使用の規制を横断的に行う本法律に基づき、規制を行っていくことは我が国の生物多様性の保全に当たり、重要であると評価できる。

上記7.に記載した申請確認があったことは、安全な遺伝子組み換え体の鉱工業分野における産業活動への安全な利用に資するものとして評価できる。

9. 課題

新たに開発される遺伝子組換え農作物等の安全性を確認するための知見の集積、評価手法の開発等を行う必要がある。

安全性未審査の遺伝子組換え食品（農作物）の検知法の開発は、「安全性確保のための研究開発等」で実施する必要がある。

今後、遺伝子組換え生物を利用した様々な形態の医薬品等が開発されることが想定されることから、それらの形態に応じ有効かつ効率的に法を施行していくことが必要。

今後、組換えDNA技術の成果を様々な形態で産業活動に利用されていくことが想定されてることから、それらの形態に応じ、有効かつ効率的に法を施行していくことが必要。

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
農林水産技術会議事務局技術安全課
厚生労働省食品安全部基準審査課
医薬食品局審査管理課
経済産業省製造産業局生物化学産業課

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第2章第2節3(3)												
2. 施策名	遺伝子組換え生物の利用における安全性確保（安全性確保のための研究開発等：遺伝子組み換え体の産業利用における安全性の確保に関する研究）												
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無													
4. 施策の目標など	<p>遺伝子組換え体の産業利用における安全確保のための体制を整備することにより、遺伝子組換え体の安全管理を万全のものとし、その健全な産業利用が円滑に行われていくことを目標とする。</p>												
5. 施策の概要	<p>遺伝子組換え体の産業利用における安全性の確保に関する研究 遺伝子組換え体の安全性に関する科学的知見やこれまでの議論の系譜、リスク評価、管理に係る方法に関する情報をデータベース（DB）化するため、これまでの各国等での議論の系譜を収集、整理、分析するとともに、DB化可能な形式として蓄積しまとめる。 遺伝子組換え体の環境放出（開放系）に際しての、事前のリスク評価だけでなく、事後の管理も含めたリスク管理手法を開発を行う。 開放系におけるリスク評価・リスク管理に関する既存の研究事例をサーベイするとともに、安全工学的な考え方などリスクマネジメントの手法も踏まえて、遺伝子組換え体の分野における事前評価・事後管理手法のあり方について学際的かつ総合的な立場から検討を行うことに着手する。 さらに、遺伝子組換え農作物等の安全を確保するため、新たな分野の組換え体の環境安全性評価手法の開発を行うとともに、新たに、組換え体の環境リスクを効果的かつ透明性のある評価を行うためのデータベースの構築や効果的に環境リスクを管理するためのリスク・ベネフィット比較による環境安全性管理手法の開発に着手する。 遺伝子組換え生物の生態系への影響評価に関する研究 遺伝子組換え生物リスク評価手法検討調査 新規に開発が進められる遺伝子組換え生物の情報、最新の科学的な知見、各国の評価手法等の情報を収集し、遺伝子組換え生物のリスク評価手法について検討を行う。</p>												
6. 予算・税制等項目	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">平成14年度予算</td> <td style="width: 33%;">80百万円</td> <td style="width: 33%;">平成15年度度予算</td> <td style="width: 33%;">80百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>408百万円</td> <td></td> <td>366百万円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>30百万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	平成14年度予算	80百万円	平成15年度度予算	80百万円		408百万円		366百万円	平成15年度	30百万円		
平成14年度予算	80百万円	平成15年度度予算	80百万円										
	408百万円		366百万円										
平成15年度	30百万円												
7. 実績・進捗状況	<p>遺伝子組換え体の安全性に関するデータベースを開発するために、科学的知見データを取得し、適切なデータベースとするための検討に着手した。 事後管理手法を開発するために、実験のあり方について検討を行った。 また、農作物等の環境リスクを効果的かつ透明性のある評価を行うためのデータベースの構築等に着手した。 遺伝子組換え生物の利用に伴う生物多様性影響評価手法検討会を開催し、生物多様性影響評価手法について報告書を取りまとめた。</p>												
8. 評価	<p>これまで体系的にまとめられていなかった、遺伝子組換え体の安全性に関するデータの収集に</p>												

着手した後にデータベースを公開することは、安全性に関する国民理解増進を図る上でも重要であると評価。

また、組換え体を開放系で使用した際の事後管理手法にの検討については、バイオレメディエーション等開放系における組換え体の利用にあたっての安全性評価手法の確立につながるものであり、極めて重要と評価。

また、新たに開発される遺伝子組換え農作物等の安全性評価を行うための評価手法を開発すること及び、評価を行うためのデータベースの構築等を行うことは、安全性評価の効率化・透明化等にとって極めて重要と評価。

遺伝子組換え技術は最も進展の著しい分野であり、当分野において最新の知見を反映しつつ生物多様性影響評価手法を検討することは生物多様性保全の観点から有意義。

9 . 課題

データの収集・蓄積を行うことにより、国民理解の増進を図り、国民理解のもとに組換え体の活用を促進していくことが重要。

事後管理手法の開発についても、遺伝子組換え生物等の使用等規制による生物の多様性の確保に関する法律の運用、環境浄化を事業を推進するため、早急に進めていくことが必要。

遺伝子組換え農作物等の開発状況に応じ、評価手法を開発することが必要。

農林水産省農林水産技術会議事務局技術安全課
経済産業省製造産業局生物化学産業課
環境省自然環境局野生生物課

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第2章第2節3（3）
2．施策名	遺伝子組換え生物の利用における安全性確保（安全性確保のための研究開発等：遺伝子組換え生物の生態系への影響評価に関する研究）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4．施策の目標など	<p>生物多様性の保全及び持続可能な利用を確保するため、遺伝子組換え生物の生態系への影響を解明するとともにその評価法の確立のための研究を行う。</p>
5．施策の概要	<p>外来遺伝子を植物に導入した時の宿主への影響および環境中における組換え体の野生種への影響を調査する。</p> <p>遺伝子組換え微生物を導入したときの微生物生態系への影響を調べるための新たな手法の開発を目指し、環境中の微生物遺伝子に及ぼす影響を検討する。</p>
6．予算・税制等項目	<p>独立行政法人国立環境研究所運営費交付金等</p>
7．実績・進捗状況	<p>遺伝子組換え植物の挙動調査用マーカーとして植物の形態や体色を変化させる遺伝子を組み込んだ植物を作成し、マーカーの指標性や宿主への影響を調査した。</p> <p>遺伝子組換え微生物の微生物生態系への影響評価手法を開発するため、組換え微生物の挙動調査用マーカーと特定の微生物を高感度で検出・定量する手法を開発した。</p>
8．評価	<p>遺伝子組換え生物調査用マーカー遺伝子が植物・微生物の双方で開発され、さらに特定微生物の高感度検出法が開発されたことは、今後の研究の進展に大きく寄与するものと思われる。</p>
9．課題	<p>遺伝子組換え生物の生物多様性への影響には様々な要因が関与すると考えられ、従来の研究方法ではっきりとした結論を出すことは困難である。今後は、新たに生まれつつあるポストゲノム技術などを導入し、様々な視点に立った研究を展開していく必要がある。</p>

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第2章第2節3（4）
2．施策名	遺伝子組換え生物の利用における安全性確保（国際的プログラムの推進）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4．施策の目標など	<p>OECD を通じての活動 最新の科学的知見を反映させつつ、遺伝子組換え生物のリスク評価手法を確立する。 コーデックス委員会バイオテクノロジー応用食品特別部会 バイオテクノロジー応用食品について、あるいはバイオテクノロジーにより食品に導入された特性について、必要な基準、指針あるいは勧告を策定すること。その策定に当たっては、科学的な知見及びリスク分析に基づくこと。また、消費者の健康及び公正な貿易の促進に関連する他の様々な事項について、必要に応じて考慮すること。</p>
5．施策の概要	<p>OECD 規制管理の調和ワーキンググループによる遺伝子組換え生物のリスク評価に関する合意文書の作成に協力する。 ヨーグルト、チーズのような食品は、微生物の発酵作用によって生産されるが、その微生物のDNA を組み換え、より有用な食品を作ろうとの動きがあり、そのような食品の安全性を評価するための国際的に共通した「組換え DNA 微生物利用食品の安全性評価に関するガイドライン案」を作成する。</p>
6．予算・税制等項目	<p>特になし 平成14年度 バイオテクノロジー応用食品の安全性に関する国際会議開催費 54百万円</p>
7．実績・進捗状況	<p>これまでに7植物種についての合意文書の作成に協力した。 「組換え DNA 微生物利用食品の安全性評価に関するガイドライン案」を平成15年3月14日に作成した。</p>
8．評価	<p>生物多様性影響を評価するにあたって大いに参考となる合意文書のとりまとめに我が国として協力することは生物多様性保全の観点から有意義。 科学的な知見及びリスク分析に基づき、また、消費者の健康及び公正な貿易の促進に関連する他の様々な事項について考慮し、満場一致でガイドライン案を作成することができ、国際的に高い評価を得られた。</p>
9．課題	<p>当初予定されていた日本が果たすべき役割はすべて完遂され、平成14年度をもってこの委員会は終了となった。</p>

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第2章第3節2（1）
2．施策名	自然とのふれあいのための具体的施策（自然公園等）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4．施策の目標など	
<p>自然公園等事業は、国立・国定公園などの自然公園や国設鳥獣保護区、良好な自然景観が豊かに残されている地域などにおいて、自然環境を保全しつつ各種ニーズに対応し、多様な自然体験のできるふれあいの場などの各種公共施設の整備を促進するとともに、失われた湿原、干潟などの自然を積極的に再生することにより、生物多様性の保全を図る。</p>	
5．施策の概要	
<p>利用適正化推進事業の実施 国立・国定公園内での車両の乗り入れによる自然環境への悪影響が懸念される地域において、利用の適正化を図るための施設を自然公園等事業として整備する都道府県への補助事業を実施する。</p> <p>環境共生推進計画調査の実施 国立・国定公園内で整備事業を実施をするうえで、先行的に、きめ細かな整備内容、工法への配慮や環境保全への配慮を検討する都道府県への調査費補助を実施した。</p> <p>国設鳥獣保護区の整備 国設鳥獣保護区の整備を直轄事業として進める。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>平成15年度自然公園等整備事業費のうち、22百万円。 平成14年度自然公園等整備事業費のうち、15百万円。平成15年度当初予算42百万円 野生鳥獣との共生環境整備事業（森吉山） 443百万円</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>磐梯朝日国立公園（雄国沼地区）で実施予定。 国立公園では十和田八幡平国立公園（田沢湖地区）、日光国立公園（至仏山地区）、中部山岳国立公園（立山地区）、西海国立公園（九十九島地区）。国定公園では大沼国定公園（南大沼地区）、耶馬日田英彦山（英彦山地区）で調査を実施。 野生鳥獣との共生環境整備事業（森吉山）により拠点施設の整備を実施。</p>	
8．評価	
<p>施設整備事業に際し、利用の適正化や環境保全へ配慮し、生物多様性の観点を重視した事業実施や整備手法の検討調査等を実施したことは、生物多様性の保全上重要な意義を有するものと評価。 国設鳥獣保護区における自然のふれあいの場の確保が進んだ。</p>	
9．課題	
<p>5．に掲げる各施策のうち、環境共生推進計画調査については着実な進展が見られたものの、利用適正化推進事業については実施地区も一箇所のみであり、今後重点的に進めていくことが必要。 引き続き、必要に応じ国設鳥獣保護区内における自然のふれあいの場の確保を進める必要がある。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第2章第3節2（3）
2．施策名	自然とのふれあいのための具体的施策（海岸）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第4節 自然の再生・修復
4．施策の目標など	
津波、高潮、侵食等の自然災害から海岸を防護することと併せ、生態系や自然景観等周辺の自然環境に配慮した自然と共生する海岸を整備することにより、生物多様性の保全を図る。	
5．施策の概要	
海岸保全の進め方の検討（第2章第3節2（3）の再掲）	
6．予算・税制等項目	
特になし	
7．実績・進捗状況	
「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会」を平成13年度に1回、平成14年度に3回開催し、平成15年2月には検討結果を公表した。（第2章第3節2（3）の再掲）	
8．評価	
「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会」報告書において、人々が海辺に親しむことができ、日常生活に潤いを感じられる環境を充実することを目標としていることから、国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりが今後一層推進されることになる。	
9．課題	
5．に掲げる施策に基づき、今後一層自然とのふれあいに資する事業を推進していく必要がある。	

農林水産省農村振興局整備部防災課
水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
国土交通省河川局砂防部保全課海岸室
国土交通省港湾局海岸・防災課

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第2章第3節2（6）
2．施策名	自然との触れあいのための具体的施策（都市・農村）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第2節 里地里山の保全と持続可能な利用
4．施策の目標など	
農村地域の豊かな自然や美しい景観を活用した都市と農村の交流により、都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化を図る。	
5．施策の概要	
<p>自然とのふれあい空間を整備（第1章第2節4の再掲）</p> <p>都市農村交流を促進（第1章第2節4の再掲）</p> <p>都市公園事業</p> <p>樹林地や水辺等の野生生物の生息生育地、野鳥観察所や自然生態園、体験学習施設などを総合的に整備する環境ふれあい公園などを整備する。</p> <p>緑地保全事業</p> <p>良好な緑地を緑地保全地区として都市計画決定し、保全上必要な土地の買入れや散策路や休憩所などの保全利用施設を整備する。</p> <p>市民緑地制度</p> <p>都市緑地保全法に基づき土地所有者と地方公共団体等との契約により良好な緑地の保全を推進しながら緑地の公開を行う。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>平成14年度 100百万円</p> <p>平成14年度 170百万円</p> <p>平成14年度 148,500百万円の内数（国費）（第1章第3節4の再掲）</p> <p>平成14年度 7,004百万円の内数（国費）（第1章第3節4の再掲）</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>平成14年度までに全国で147千区画の市民農園が開設された。</p> <p>98,974ha（平成14年3月末現在、累計）（第1章第3節4の再掲）</p> <p>4,853ha（平成14年3月末現在、累計）</p> <p>77ha（平成14年3月末現在、累計）（第1章第3節4の再掲）</p>	
8．評価	
<p>これらの施策の実施により、都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化に寄与するものと評価している。</p> <p>良好な自然環境の保全・創出と自然とのふれあいの場の確保を図るため、都市公園の整備、緑地の保全などを積極的に推進した。</p>	
9．課題	
今後とも、都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化に向け、都市と農山漁村の交流のための施策を講ずる必要がある	

具体的施策の展開に関する点結果（個票）

1．第4部における事項番号	第2章第4節
2．施策名	動物愛護・管理
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第5節 野生生物の保護管理
4．施策の目標など	
<p>飼養動物等の取扱いについては、自然生態系への影響等の生物多様性保全上の問題を生じさせないよう、適正に管理することが必要なため、関係機関等と連携をとりながら、動物愛護管理法に基づき、飼養動物の管理の適正化を推進すること及び普及啓発の徹底を図る。</p>	
5．施策の概要	
<p>飼養管理の適正化</p> <p>1) ペット動物等の飼養保管に関する基準の見直しの結果、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を制定。</p> <p>2) 動物愛護管理担当の都道府県等を対象に動物の適正飼養講習会を開催。動物販売業者を対象に、動物販売説明マニュアルを作成配布。動物愛護管理法に基づき、動物販売業者が動物購入者に対して、説明責任を徹底するよう推進。</p> <p>3) 都道府県等が民間団体等を活用し、飼養動物の適正な管理を普及啓発するため、動物愛護推進員及び協議会の設置及び活動を推進する施策を実施。</p> <p>関係機関等との連携</p> <p>動物愛護管理法に基づき、飼養動物の適正な管理を実現するため、国、地方公共団体、民間団体との連携をとり、動物取扱業者及び飼い主の適正飼養を推進。</p> <p>適正な取扱いに関する普及啓発</p> <p>1) 動愛法のあらまし及び家庭動物等の飼養及び保管に関する基準のあらましなど、リーフレットを作成し、関係機関に配布。</p> <p>2) 平成14年9月に開催された動物愛護週間中央行事では、野生動物の飼養のあり方について、生物多様性と動物福祉の観点から、シンポジウムを開催。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>飼養管理の適正化</p> <p>1) 中央環境審議会動物愛護部会を開催し、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を策定。</p> <p>2) 都道府県等の動物愛護管理担当者を対象に動物の適正飼養講習会の開催及び販売業者専用の動物販売説明マニュアルを作成配布。平成14年度から12百万円で実施。平成15年度は、11百万円で実施。</p> <p>3) 地方公共団体において動物愛護推進員・協議会の設置を推進するため、平成14年度には動物愛護推進のためのモデル協議会活動推進事業費13百万円で実施。（平成13～14年度事業）</p> <p>4) ペット由来動物が希少な野生動物を捕食している事例が発生している地域を対象に、飼養動物との共生推進モデル事業を実施。平成15年度から11百万円で実施。</p> <p>関係機関との連携</p> <p>都道府県・政令指定都市・中核市の担当課長会議及び担当職員研究会を開催。</p> <p>適正な取り扱いに関する普及啓発</p> <p>動物愛護管理法で定められた動物愛護週間中央行事及び地方行事を実施。中央行事では、生物多様性と動物福祉の観点から、シンポジウムを開催。平成14年度14百万円、平成15年度14百万円。</p>	
7．実績・進捗状況	

飼養管理の適正化

1) 「犬及びねこに関する飼養及び保管に関する基準」を見直し、平成14年5月28日「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を告示した。従来の基準が、犬とねこだけ対象であったのに対し、「家庭動物等の飼養保管基準」では、新たに哺乳類・鳥類・爬虫類動物を対象としている。また新基準の中では、飼い主は飼養動物の逸走、放し飼い等により、自然環境保全上の問題が生じないように配慮するように定められている。

2) 都道府県等職員を対象に、飼養動物の適正飼養について講習会を開催した。(そこで技術等を習得した職員が、地域住民に対し飼養動物の適正飼養について、普及啓発を行うもの。)平成7年度から全国約30箇所で開催。また動物販売業者専用の哺乳類動物の飼養説明書を作成し、全国の都道府県を通して、動物販売業者(平成15年度届数10,568件)に配布済み。

3) 兵庫県及び福岡県において、動物愛護推進のためのモデル事業協議会活動推進事業を実施。モデル事業を踏まえ、動物愛護推進員支援のためのガイドラインを作成した。平成15年3月31日現在、協議会は15箇所、動物愛護管理推進員は17箇所を設置済み。

4) 沖縄県やんばる地域において、ペット由来動物が希少野生動物を捕食するのを防止するため、今年度から、ペットの適正飼養推進モデル事業を実施。

関係機関との連携

毎年都道府県等関係連絡会議を開催。動物の適正な飼養管理について、国で行っている各種施策を説明する他、各都道府県等の方からも事例発表等を行ってもらっている。

適正な取り扱いに関する普及啓発

動物愛護管理法に基づき、9月20日から26日まで動物愛護週間が定められており、毎年上野恩賜公園で中央行事を開催。昨年度からは、生物多様性と動物福祉の観点から、動物愛護シンポジウムを開催。平成15年度も引き続き、中央行事の他、シンポジウムを開催予定。

8. 評価

ペット由来動物が引き起こす移入種問題をなくすため、及び動物福祉の観点から、都道府県等と連携を図りながら、普及啓発資料の配付や動物愛護週間行事実施等、動物愛護の普及啓発を推進するとともに、動物販売業者から飼い主等への説明が適切に行われるためのマニュアルを作成した。またモデル事業等により、都道府県等の協議会・推進員等の体制作りの支援等を行い、動物の適正飼養について、効果的な普及啓発を行う体制づくりを行った。

9. 課題

普及啓発やモデル事業の実施等により、動物の愛護と適正な飼養の推進が図られたが、人と動物との共生を図るためには、引き続き普及啓発を図るとともに、官民連携した地域における体制づくりへの支援等が必要である。また、展示動物等の飼養保管基準や制度の見直しについて検討するとともに、生物多様性に悪影響を与える恐れのある動物の飼養のあり方等について検討を行う必要がある。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第3章第1節1（1）
2. 施策名	調査研究の推進（自然環境保全基礎調査等の推進）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第6節 自然環境データの整備
4. 施策の目標など	<p>生物多様性の保全に関する諸課題を抽出するとともに、保全対象を特定し、適切な保全対策を立案するなど各種施策の検討を行うに当たり、全国的な観点から自然環境の現状と時系列的变化を的確に捉えるため、科学的かつ客観的な自然環境データを収集・整備する。また、生態系の機構や構成要素間の相互関係が未解明な点について知見を集積するため、生態学、分類学を中心とした基礎的研究や関連する応用的研究の推進を図る。</p>
5. 施策の概要	<p>自然環境保全基礎調査の推進 我が国の自然環境の最も基本的な情報である植生について2万5千分の1植生図の作成を行った。また、生態系や生物相に関する情報が不足している干潟、藻場等の浅海域に関する生態系の現状と機能等の把握を図るため、浅海域における生態系調査に着手した。さらに、動物分布調査を実施した。</p> <p>モニタリングサイト1000 国土レベルで生物多様性の劣化を早期に把握し対策を講じるためのモニタリングサイトの設置について検討を行った。</p> <p>生物多様性の現状把握 絶滅のおそれ懸念される種あるいは分布の拡大・縮小傾向が顕著な種など保護管理上重要な種及び分類群については、経年変化の把握や量的把握を含めた重点的取組を進める。</p>
6. 予算・税制等項目	<p>植生調査：平成14年度101百万円、浅海域生態系調査：平成14年度50百万円、動物分布調査平成14年度100百万円 絶滅のおそれのある野生生物種のモニタリング等調査費 21百万円の一部（2章1節再掲）</p>
7. 実績・進捗状況	<p>植生調査については平成14年度現在、植生原図872面（国土全体の約20%）の作成を終了した。浅海域生態系調査は平成14年度には干潟47箇所、藻場11箇所の調査を実施した。</p> <p>モニタリングサイト1000は、平成15年度からの設置と調査を行うため、調査項目等に係る検討を実施した。</p> <p>絶滅のおそれ懸念される種のうち、ダイトウオオコウモリなど必要性の高い種について生息状況の調査を行った。</p>
8. 評価	<p>植生調査、浅海域生態系調査、動物分布調査、モニタリングサイト1000、何れも当初計画に沿い良好に進捗している。</p> <p>絶滅のおそれのある種のモニタリングを行ったことにより、その結果を今後の希少種の保護対策に活用する。地球環境研究総合推進費による調査の結果については、それぞれの分野において政策に活用されることになる。</p>
9. 課題	<p>植生調査、動物分布調査については、第6回基礎調査が本年度にて終了となる為、一旦、これまでのとりまとめを行う必要がある。</p> <p>モニタリングサイト1000については、今後具体的な調査地設定等を行う必要がある。</p> <p>他の絶滅のおそれのある種についてのモニタリングは今後も行う必要がある。</p>

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第3章第1節1(2)
2. 施策名	調査研究の推進（地球環境保全等試験研究費による研究の促進）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4. 施策の目標など	生物多様性の存立や維持メカニズムの解明、希少種の絶滅防止の有効な生息域内及び生息域外保全手法並びに人工繁殖技術に関する研究等の推進を図る。
5. 施策の概要	ツシマヤマネコの人工繁殖技術に関する研究他14課題に対して、研究資金を配分した。
6. 予算・税制等項目	平成14年度 280百万円 平成15年度 224百万円
7. 実績・進捗状況	平成14年度においては、自然環境の保護及び整備に関する研究・技術開発について15課題実施したところである。また3課題について、研究成果の発表会を開催した(平成14年11月19、20日)。平成15年度においては、11課題実施中である。また8課題について、研究成果の発表会を開催する予定である(平成15年11月12、13日)。
8. 評価	研究課題の採択に当たって、事前に採択方針を提示し、環境行政に資する効果的な研究の促進を図ることとしている。また、中間評価等を行うことにより効果的な研究管理の促進と環境政策との適合性の確認を行っている。この結果、環境行政の重要課題に沿った調査研究・技術開発が効率的・効果的に推進されており、その成果は、環境行政の重要課題の促進、民間等における環境保全活動などに活用されている。
9. 課題	今後とも引き続き研究内容等の拡充を図っていく必要がある。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第3章第1節1(3)
2. 施策名	調査研究の推進（環境技術開発等推進費による研究の促進）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4. 施策の目標など	動植物等の遺伝子、種及び各種生態系の多様性を保存するために必要な基礎研究及び、損傷を受けた環境の改善・修復のため、比較的短期間に実用化が見込まれる分野にかかる研究の推進を図る。
5. 施策の概要	「遺伝子地図と個体ベースモデルにもとづく野生植物保全戦略の研究－サクラソウをモデル植物として－」及び「移入ほ乳類排除システムの確立に関する研究」に対して研究資金を助成した。
6. 予算・税制等項目	平成14年度 64百万円 34百万円 平成15年度 84百万円(3課題合計)
7. 実績・進捗状況	平成14年度においては、生物多様性の保全に関する研究について2課題実施したところである。平成15年度においては、3課題を実施中である。また1課題について、研究成果の発表会を開催する予定である(平成15年11月12、13日)。
8. 評価	平成14年度において基礎研究開発課題1課題が当初の研究期間を終了した。今後はこれの研究成果が知的基盤や研究開発のインセンティブとして活用されることが期待される。
9. 課題	総合科学技術会議の「平成16年度の科学技術分野の重点事項について」において、技術革新につながる基礎研究等への取組の強化、優秀な若手研究者・技術者の支援が重要であると指摘されており、これらの課題に対応するプログラムを創設する必要がある。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第3章第1節1（4）
2．施策名	調査研究の推進（地球環境研究総合推進費による研究の推進）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第5節 野生生物の保護管理 第6節 自然環境データの整備
4．施策の目標など	
<p>地球環境研究総合推進費は、“地球環境問題が人類の生存基盤に深刻かつ重大な影響を及ぼすことに鑑み、様々な分野における研究者の総力を結集して学際的、省際的、国際的な観点から総合的に調査研究を推進し、もって地球環境の保全に資する”ことを目的とした施策である。</p> <p>この中において、生物多様性の減少に関する分野で実施している研究では、“移入種や遺伝子組換え生物による生物多様性減少に関する科学的実証と評価モデルの開発、生物多様性評価の基礎を成す分類学に係る知的基盤（データベース）の開発、並びに生物多様性条約及びラムサール条約等の国際的な取組みへの研究活動による支援と科学的なデータの提供”を目標としている。</p>	
5．施策の概要	
<p>地球環境研究総合推進費では、「自然資源の劣化」分野（生物多様性の減少）において、侵入生物による生物多様性影響機構に関する研究 高度情報・通信技術を用いた渡り鳥の移動経路と生息環境の解析及び評価に関する研究 サンゴ礁生態系の攪乱と回復促進に関する研究 アジアオセアニア地域における生物多様性の減少解決のための世界分類学イニシアティブに関する研究 の4研究課題を実施。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>地球環境研究総合推進費予算額 平成14年度2,895百万円、平成15年度2,965百万円のうち、 平成14年度61百万円、平成15年度59百万円 平成14年度45百万円、平成15年度43百万円 平成14年度31百万円（平成14年度で終了） 平成14年度65百万円、平成15年度64百万円</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>地球環境研究総合推進費では、各研究課題毎に目標が設定されており、様々な科学的データ・知見の取得や政策支援ツールの開発等がすすめられている。「自然資源の劣化」分野（生物多様性の減少）においては、例えば、 日本産クワガタと外国産クワガタの形態的・遺伝子レベルの交雑実態が解明され、また、輸入個体からの外国産の寄生虫（ダニ）の検出されたこと 1999年から開始されたりモートセンシングにより、渡り鳥の行動パターンと土地被覆、湿地環境特性との関連を示すデータが得られたこと サンゴ移植法のマニュアルが作成されたこと 複数の分類学関連データベース群（標本、同定、地理情報参照、学名）の本格的な実装と分類学的研究の進捗にあわせたデータ更新がすすめられていること 等が挙げられる。</p>	
8．評価	

各々の研究課題の成果が積極的に学術誌やマスコミで発表されていることにより、知見の普及・啓発が行われていること、また、成果が条約等の国際的な取組みの円滑な実施に資する科学的知見として提供・活用されていること、さらには、本研究の研究課題代表者が GTI のワークショップにおいて議長・フォーカルポイント等の役割を担うなど、生物多様性の減少解決に向けて多大な貢献を果たしているものと考えられる。

9 . 課題

政策貢献の観点から、生物多様性に関わる政策決定の場への研究者の参加をより積極的に促すシステムや、成果の反映を促す効果的な研究成果の提示方法等に関し、今後一層の整備を図っていくことが考えられる。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第3部第1節1（5）
2．施策名	調査研究の推進（生物多様性の減少機構の解明と保全）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第1節 重要地域の保全と生態的ネットワーク 第2節 里地里山の保全 第4節 自然の再生修復
4．施策の目標など	3つのスケール（局所生態系、流域、地域（日本～アジア））を視野に、3つのレベル（遺伝子、種、生態系）における生物多様性に及ぼす人間活動の影響を明らかにする。
5．施策の概要	野生生物の生息地の分断縮小、外来生物の人為的導入、遺伝子組換え生物の開放系利用をとりあげ、地域スケールにおける生物多様性の動態解明、流域ランドスケープにおける生物多様性維持機構の解明、生物群集における生物多様性減少機構の解析、侵入生物による生物多様性への影響機構、遺伝子組換え生物の生態系影響評価手法の開発を行う。
6．予算・税制等項目	独立行政法人国立環境研究所運営費交付金等
7．実績・進捗状況	環境省による自然環境保全基礎調査の結果などの資料をベースに、種多様性と地域固有性を評価する指標の開発を行う。 流域スケールでの好適生息場所の評価手法の開発を種レベルと群集レベルで行う。 重要な侵入種の生態的特性に関する情報を収集し、侵入種リストを作成する。輸入昆虫（セイヨウマルハナバチ、クワガタムシ）での実態解明を行う。 遺伝子組換えによる宿主遺伝子システムの攪乱とその評価手法の開発を行う。 森林動態の個体ベースモデルを用いて、同じような資源（光、水、栄養塩）を利用する樹木がなぜ森林の中で共存できるのかの諸仮説を検討する。
8．評価	分類群を問わない地理区域と、分類群に特徴的な地理区域に区分できることがわかり、保全地域を設定すべき場所の抽出に有益な情報が整理できつつある。 複数の生態系の組合せがしばしば生物の分布確率や種多様性を高めていることがわかった。 セイヨウマルハナバチとヒラタクワガタについて在来種および輸入種のDNAデータベースが構築され、種間交雑による遺伝的浸透のモニタリングが可能となった。 マイクロアレイ法の適用により、遺伝子導入は宿主の遺伝子発現量を変化させる傾向があることを確認した。 森林動態の個体ベースモデルを用いて、繁殖の時間変動が種ごとに異なることが、多種共存メカニズムとして働く可能性が示唆された。
9．課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の評価尺度をより明確にするためには、自然環境基礎調査等による調査をさらに綿密におこない、解析と公表の方法を充実させる必要がある。 ・土地変更の影響や環境修復の評価には、当該地域だけでなく、その周辺の生態系との相互作用を考慮する必要がある。 ・侵入生物と遺伝子組換え生物の対策は、侵入定着後の事後処理は極めて非効率的で、安全性評価基準の設定、輸入制限の法制化と検疫体制の確立が必要である。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第3章第1節1(7)
2. 施策名	調査研究の推進（農地における調査）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第2節 里地里山の保全 第6節 自然環境データの整備
4. 施策の目標など	水田周辺水域に生息する魚類やカエルを主体とした生物の生息状況を確認し、里地里山における生物多様性の重要性を認識するとともに生息環境条件を明らかにして、生物保全のためのより良い施設整備のあり方について検討を行う。
5. 施策の概要	田んぼの生きもの調査 環境省と連携し、全国の水田周辺水域における魚類・カエル等の生物の生息状況の把握を実施。
6. 予算・税制等項目	平成14年度 4百万円 平成15年度 30百万円
7. 実績・進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年全国約2,500地点で調査を実施 確認種 魚類 22科79種 カエル 4科12種 希少種 10種（魚類9種 カエル1種） 国外移入種 10種（魚類9種 カエル1種） メダカの確認地点数 169地点 ・平成13年度、14年度調査により、自然環境保全基礎調査のメダカの分布691メッシュ以外に88メッシュ（H13 45メッシュ+ H14 43メッシュ）で新たにメダカの分布を確認。 本州に生息するカエル17種のうち、11種を確認 富士山以西に生息するヌマガエルが埼玉県、群馬県で確認 北海道に生息するフクドジョウが福島県で確認 カラドジョウの日本分布が初めて確認
8. 評価	上記いずれの結果も、里地里山の生物多様性を確認する貴重な結果であると共に、これまでの自然環境データを更新、補完する貴重なデータを収集出来たものと評価している。
9. 課題	調査の実施によって水田周辺水域における魚類やカエルの生息種の確認はできたが、生息環境との関係について今後分析を進め、環境に配慮した農業農村整備事業のあり方を検討することが必要。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第3章第1節2
2．施策名	情報整備の推進
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第6節 自然環境データの整備
4．施策の目標など	
<p>生物多様性の保全に関する諸課題を抽出するとともに、保全対象を特定し、適切な保全対策を立案するなど各種施策の検討を行うに当たり、全国的な観点から自然環境の現状と時系列的变化を的確に捉えるため、科学的かつ客観的な自然環境データを収集・整備する。</p>	
5．施策の概要	
<p>生物多様性情報システムの充実 生物多様性に関する情報を一元的に収集・管理・提供する本システムについて、操作機能の更新、情報の収集・追加入力を行う。 クリアリングハウスメカニズム 生物多様性に関する情報源情報（メタデータ）を迅速かつ容易に検索し、多数の人が生物多様性に関する情報を入手できるシステムを構築する。 野生動植物目録・標本情報等の整備 全国各地の研究所、大学、博物館等が所蔵する野生生物の標本情報の入力を行い、データベースを構築する。また、生物多様性センターにおける標本・資料の管理機能の充実を図る。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>生物多様性情報システム整備推進費 74百万円 特になし 生物多様性情報システム整備推進費 13百万円</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>毎年、自然環境保全基礎調査結果をデータベースに追加し、操作機能についてバージョンアップを行っている。平成13年度には、Web GISの機能を充実するなどの大幅なリニューアルを行い、アクセス件数も月65万件から141万件（前年度比）へと倍増している。 メタデータの作成を行い、試験運用に向けて準備を進めている。 生物多様性センターにおいて、野生動植物の標本や資料を収集し、その管理を引き続き実施した。</p>	
8．評価	
<p>生物多様性情報システムは運用開始以来、着実にアクセス件数も伸びており、生物多様性に関する基礎データの収集・管理・提供システムとして認知が進んでいるものと評価。</p>	
9．課題	
<p>クリアリングハウスメカニズムについては、生物多様性にも謳われているとおり、分散している生物多様性情報の所在を明確にし、情報を利用する側が容易に検索可能なシステムを早期に構築することが必要であり、現在その準備を進めているところ。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第3章第2節1
2. 施策名	環境教育・環境学習
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4. 施策の目標など	
<p>生物多様性の保全を含む環境保全への取組みを推進していくために、指導者の育成、国民や事業者、NPO等の相互交流や情報提供といった機能を持つ拠点の整備。環境教育・環境学習のプログラム等の開発やその普及。</p>	
5. 施策の概要	
<p>環境パートナーシップの促進 地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスを活用して各主体間の交流ネットワークを促進するもの。</p> <p>こどもエコクラブ事業 小中学生が数人から30人程度の仲間を集め、こどもエコクラブを結成し、身近にできる環境活動に取り組むもの。</p> <p>体験的環境学習推進事業 環境学習プログラムを構築するため、テーマを設定し、地方自治体にモデル事業として委託するもの。</p> <p>環境科学に関する環境教育推進事業 環境科学の普及啓発及び環境学習の促進のため、環境科学の具体的な普及方策を検討するもの。</p> <p>環境カウンセラー事業 事業者や市民等の各主体による環境保全活動を行おうとする者に対して知識の付与や助言・指導を行う人材を登録する環境カウンセラー事業を実施。</p> <p>環境学習支援事業 総合的な学習の時間」で活用できるよう、具体的な行動に結びつく平易な環境学習プログラムの開発・整備を行い、CD-ROMに取りまとめ、全国の自治体、学校へ配布するもの。</p>	
6. 予算・税制等項目	
<p>地球環境パートナーシッププラザ運営費 119百万円（121百万円） こどもエコクラブ事業 96百万円（100百万円） 体験的環境学習推進事業 41百万円（40百万円） 環境科学に関する環境教育推進事業 8百万円（9百万円） 環境カウンセラー事業 20百万円（19百万円） 環境学習支援事業 27百万円（33百万円） 予算額は平成15年度、括弧内は平成14年度予算額。</p>	
7. 実績・進捗状況	
<p>地球環境パートナーシッププラザのホームページでの情報提供・・・アクセス数124万件 環境らしんばんへの登録・・・登録団体数522団体 メールマガジンの配信・・・1,908人 平成14年度末で約4,000クラブ、約77,500人が参加した。 「総合的な学習の時間」等をテーマに地方自治体にモデル事業として委託し、その成果を全国に頒布した。</p>	

学校現場における環境教育の実態調査を行い、それを踏まえた提言を行った。

平成14年度は、新たに350名の環境カウンセラーを登録。登録者数は3,097名（事業者部門1,994名、市民部門1,285名うち両部門登録者182名）となった。平成15年4月に活動を一層推進するため検討会を設置し、6月に報告書を取りまとめた。

14年度は「都市環境」をテーマに取りまとめを行った。なお、15年度は総合的プログラムとして事業のまとめを行なう。

8．評価

ホームページへのアクセス数、メールマガジンの配信数等着実に増加してきており、「場」と「情報」のネットワーク化については一定の成果を挙げている。

また、環境らしんばんへの登録団体数も増加しており、NPO・NGO間の連携やそれらの団体と国民との連携にも貢献している。

会員数の着実な増加及びCD-ROMによる環境学習プログラムを作成、配布することで成果を得た。

環境学習プログラムを作成し、その成果を自治体に普及させることができた。

環境教育の実態調査を行うことで、学校現場における環境教育の課題の把握及びその解決のための方向性を示すことができた。

登録者数は着実に増加を続けている。

CD-ROM化によるコスト削減と配布先の拡大の両立ができた。また、使用者からの内容、操作性についても評価が高い。

9．課題

国民や事業者等へ生物多様性も含んだ環境保全の知識や実践行動を分かりやすく教える能力を持った人材の育成やそういった人材をこれまで培ったネットワークに組み込んでNPO・NGOと共に連携を図っていくことが必要。

こどもエコクラブ事業は会員数の更なる増加のための広報活動の充実や、サポーター制度等の見直しに努める。

体験的環境学習推進事業は事業の実施期間や事業効果検証が充分でないため、その見直しを行い、かつ、各主体が連携した総合的環境保全型のための事業を行うことを検討する。

環境科学に関する環境教育推進事業は学校現場における環境教育の課題解決のための具体的な環境学習カリキュラムの作成等の普及啓発方策を検討する。

環境カウンセラー事業については、登録者数は着実に増加しているものの、登録者全てが十分に活動できていないため、6月に取りまとめた報告書の提言を踏まえ、制度の周知、資質・能力の向上のための施策を充実させていくことが必要。

環境学習支援事業については一層内容の充実に努める必要がある。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第3章第2節1(2)
2. 施策名	環境教育・環境学習に係る具体的施策
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4. 施策の目標など	
<p>学校における環境教育推進のための施策 学校教育において、21世紀を生きる子どもたちに環境問題やエネルギー問題について正しい理解を深めさせ、責任を持って環境を守るための行動がとれるような態度を育成する。</p> <p>都市の自然における環境教育・環境学習 都市に残された貴重な自然にふれあえる場である公園緑地を、地域の環境課津堂や指導者育成、環境学習プログラムの実施の場として活用することで、自然と人との関わり、自然や環境の大切さについての啓発を行う。</p> <p>水辺における環境教育・環境学習 水辺は生物多様性の豊かな空間であり、その水辺における環境教育・環境学習によって、効果的に生物多様性の理解を深める。</p>	
5. 施策の概要	
<p>1)教育内容及び指導方法の改善 2)教員の指導力の向上 3)家庭・地域との連携及び啓発・普及</p> <p>1)緑の相談所 都市公園において、植物の知識や緑化意識の普及を図ることを目的とした緑の相談所をする。</p> <p>2)環境ふれあい公園 地域ブロックの核となる国営公園や大規模公園等において、地域の環境活動や指導者の育成に対応するため、雑木林や野草園、野生生物の生息地等となる池や流れ、動物観察のための監察所やセミナーハウスなどの施設を総合的に整備する。</p> <p>3)環境教育ガイドブックの作成 都市公園における環境学習ガイドブックを指導者、対象者別に作成し、環境学習の取組みの支援を行う。</p> <p>4)野外活動プログラムの場としての活用 自然を体験・共感・学習することにより身近な環境問題への関心を高めることを目的とした野外活動プログラムのフィールドとして活用を図る。</p> <p>全国水生生物調査 水生生物を指標とした水質の調査を通じて、身近な自然に接し、環境への関心を高める機会をつくる。</p>	
6. 予算・税制等項目	
<p>1)・学習指導要領の趣旨徹底 平成14年度：46百万円 ・環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE）モデル校の指定 平成14年度：14百万円</p> <p>2)・環境担当教員講習会 独立行政法人教員研修センターにおいて実施 ・全国環境学習フェア 平成14年度：24百万円</p> <p>3)・環境教育推進モデル市町村 平成14年度：31百万円</p> <p>1)平成15年度都市公園事業予算142,839百万円（国費）の内数 2)平成15年度都市公園事業予算142,839百万円（国費）の内数</p>	

3)4)特になし

7. 実績・進捗状況

1)環境教育に関する内容や体験活動の充実を図った新学習指導要領を平成14年4月から実施するとともに、その新学習指導要領の趣旨の徹底を図るため、担当指導主事を集めた会議や学校の教育も対象とした研究協議会等を開催した。

また、児童生徒の興味・関心を高めるための指導方法等の研究を行う環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)モデル校において、引き続き研究を実施した。

2)環境教育を担当する教員を対象としてワークショップや研究協議を行うなどの、指導内容、指導方法等に関する研修を実施した。

また、石川県で開催した全国環境学習フェアにて、環境教育に関する優れた実践を発表し、教員の指導力の向上について協議等を行った。

3)地球環境問題等の解決に向けた循環型社会の形成を目指す環境教育推進モデル市町村において、学校・家庭・地域が一体となって環境教育の推進に取り組んだ。

また、全国環境学習フェアにおいて、学識経験者や企業関係者、社会教育関係者、NPOなどの参加によりシンポジウム等を行い、学校と地域で取り組む環境学習について考える機会を提供した。

1)平成13年度末現在 52箇所

2)平成13年度末現在 192公園

3)適宜配布

4)平成14年度においては、国営木曽三川公園等において実施。

平成14年度参加者数 91,649人

8. 評価

各施策の実施状況から判断して、概ね順調に進捗していると評価。

都市に残された貴重な自然を、多様な生物の生育、生息地として確保するとともに、環境学習等の場として活用することで、公園利用を通じて市民の環境への意識を高め、良好な環境を次世代に継承することに資すると評価。

平成14年度の参加者数は過去最高となり、環境教育・環境学習の推進に役立っていると評価。

9. 課題

平成14年度においては、各種全国会議等を通じて指導内容の改善・充実や教員の指導力の向上に努めてきたが、今後はこれに加え、環境教育に関する実践事例や情報を各学校に提供し、環境教育の充実を図るための体制を整えることとする。

文部科学省初等中等教育局教育課程課
国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
環境省水環境部企画課

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第3章第3節1(1)
2. 施策名	経済的助成（補助金）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第5節 野生生物の保護管理 第7節 効果的な保全手法等
4. 施策の目標など	
5. 施策の概要	<p>自然公園等事業に対する国庫補助 個体数が著しく増加又は減少したことにより、農林水産業の被害等が拡大している地域や地域個体群の絶滅のおそれが生じている地域が増加しており、鳥獣の適正な保護管理が必要な地域において、地方公共団体が行う保護管理対策事業に必要な経費の1/2を補助。今後も、これらの補助制度の活用により施策を推進。</p> <p>都市公園事業に対する国庫補助 都市公園法及びどう施行令に基づき、都市公園の新設又は改築に要する費用のうち、用地の取得に係る費用の1/3、施設の新設、増設又は改築に要する費用の1/2について、国から補助を行っている。</p> <p>古都及び緑地保全事業に対する国庫補助 歴史的風土特別保存地区等において、緑地を適切に保全するために必要な土地の買い入れ及び施設の整備に要する費用の一部を補助している。土地の買い入れに要する費用については、1/3（近郊緑地保全事業は5.5/10、古都保存事業は7/10）を、施設の整備に要する費用については1/2を補助している。</p>
6. 予算・税制等項目	<p>特定鳥獣等保護管理対策費補助 平成14年度 134百万円</p>
7. 実績・進捗状況	<p>平成14年度は、35地方公共団体について補助を行った。</p> <p>都市公園事業 平成14年度予算 148,500百万円(国費) 平成15年度予算 142,839百万円(国費)</p> <p>古都及び緑地保全事業 平成14年度予算 7,004百万円(国費) 平成15年度予算 7,284百万円(国費)</p>
8. 評価	<p>平成14年度の補助を含め、これまで46計画が策定され、今後32計画が策定予定である。（平成15年4月10日現在）</p>
9. 課題	<p>特定鳥獣保護管理計画については、現在も多くの都道府県で計画を策定する予定であり、計画策定に対する補助の要望は大きい。このため、今後も計画策定の補助を行う必要がある。</p>

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第3章第3節1(3)
2. 施策名	経済的助成（税制上の措置等）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4. 施策の目標など	<p>生物多様性の保全等を直接の目的とはしないものの、自然環境保全のための行為制限を受けているなどの状況にある土地について、その行為規制の状況等に応じた評価方法をとることにより、生物多様性に富む個人有地の保全に資する。</p>
5. 施策の概要	<p>所得税等の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園事業において買い入れられる場合、5,000万円控除。 ・古都及び緑地保全事業において買い入れられる場合、2,000万円控除。 <p>相続財産の適正評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益的機能別施業森林区域内の山林及び立木の評価 <p>森林法の一部を改正する法律（平成13年法律第109号、平成14年4月1日施行）により、公益的機能別施業森林（水土保持林及び森林と人との共生林）の区域内の森林施業の方法その他森林の整備に関する事項等が定められたことに伴い、当該区域内の山林及び立木について相続財産としての評価方法が定められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の用地として貸し付けられている場合、4割評価減。 ・緑地保全地区等に指定されている場合、概ね4割評価減。林地で林業を営んでいない場合、さらに5割減。市民緑地に指定されている場合、2割評価減。
6. 予算・税制等項目	<p>森林法に基づき市町村長等の認定を受けた森林施業計画が定められていた区域内の山林及び立木については、通常の評価方法により評価した山林及び立木の価額から、水土保持林では2割、森林と人との共生林（皆伐できる場合を除く）では4割を乗じて計算した金額を控除した金額により評価。</p>
7. 実績・進捗状況	<p>平成14年4月1日以後に取得したものについて適用。</p>
8. 評価	<p>公益的機能別施業森林（水土保持林及び森林と人との共生林）の区域内の山林及び立木について、森林法による制約等を踏まえ、相続財産としての評価の適正化が図られた。</p>
9. 課題	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第3章第3節3（2）
2. 施策名	その他の経済的措置等（民有地の買上）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第2節 里地里山の保全と持続可能な利用
4. 施策の目標など	
5. 施策の概要	
<p>自然公園等における民有地の買い上げ 国立公園等内では、その区域の自然を保護するため、自然公園法等に基づき、建物又は工作物の構築や森林の伐採などの各種の行為を規制しており、土地所有者の権利保護との関係を調整する必要が度々生じている。</p> <p>このため、環境省においては、国立・国定公園の特別地域内、国設鳥獣保護区の特別保護地区内又は国内希少野生動植物種の個体の生息・生育地である生息地等保護区の管理地区内に所在する民有地のうち、自然環境保全上重要な地域について、土地所有者からの買上げ要望があれば、都道府県の発行する交付地方債により土地の買上げを行うことができることとしており、当制度は、その償還元金及び償還利息等に要する費用について、国が都道府県に一定の補助を行うものである。</p> <p>緑地保全地区等における民有地の買い入れ等 緑地保全地区、歴史的風土特別保存地区等においては、建築物、工作物の新築、改築、増築等の一定の行為に対する規制を行うことにより、緑地の適正な保全等を図っているが、都道府県等においては行為規制に伴って生じる土地の買い入れ申出等に応じて土地の買い入れを行っている。国土交通省においては、これらに要する費用について1/3を補助することにより、民有地の公有地化による緑地の適正な保全等を支援している。</p>	
6. 予算・税制等項目	
7. 実績・進捗状況	
<p>【買い入れ実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園 約325ha（平成14・15年度） ・緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区含む） 約390ha（平成14年3月末現在） ・歴史的風土特別保存地区 約471ha（平成14年3月末現在） 	
8. 評価	
民有地の買い上げにより、当該保護地域の保全がより確実なものとなった。	
9. 課題	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第3章第4節1（1）
2．施策名	生物多様性条約の下での取組（締約国会議等での取組）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4．施策の目標など	<p>生物多様性条約の運営や条約の詳細なルール、予算について決定するための重要な会議に我が国が主体的に参加し、ルール作りに貢献する。</p>
5．施策の概要	<p>我が国も積極的に議論に参加し、本件会議の優先課題である、森林が有する生物多様性、外来種、遺伝資源へのアクセスと利益配分、条約の戦略計画について議論し、具体的な取組についてガイドライン等を含む決定を採択した。</p> <p>移入種の問題に関しては、締約国会議において「移入種の防御、導入及び影響緩和のための中間指針原則」として決議された。</p>
6．予算・税制等項目	<p>事務局が計上した2003 - 2004年の予算案につき積極的に議論し、我が国や他の先進国の主張に基づき最終的に下方修正した上で予算を決定し、同期間の我が国を含む各締約国の分担金が算出された。途上国の締約国会議への参加が重要との認識に基づき、我が国より途上国参加支援を行った。</p>
7．実績・進捗状況	<p>我が国も積極的に支持した「生態系、生息地又は種を脅かす外来種」に関する指針原則が採択された他、遺伝資源とアクセスとその利用から生じる利益の適正な配分を推進するための国際的なガイドラインである「ボン・ガイドライン」が採択された。</p>
8．評価	<p>閣僚級会合では、山下環境副大臣、岩永農林水産大臣政務官より、生物多様性保全を具体的に進めるための科学的データの整備、湿地の保全・再生等を通じた生態的ネットワークの形成等の推進の重要性を強調するとともに、それらの分野での我が国の国際経験について紹介できた。また違法伐採対策を含む持続可能な森林経営の重要性について強調できた。</p>
9．課題	<p>条約の対象とする範囲が広範にわたるため、本条約の効果的な実施及び予算の効率的執行の観点から、条約の活動計画の対象を優先順位に絞り込むことが必要。また途上国の能力開発が不可欠。</p>

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第3章第4節 1（2）
2．施策名	生物多様性条約の下での取組（条約実施のための取組：世界分類学イニシアティブ）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4．施策の目標など	<p>分類学研究におけるキャパシティを地域レベルで調査し、効果的な地域協働の分類学研究とデータベース開発の実施にむけて地域作業計画を策定し、他の国際プロジェクトをも連携しながら、地球規模での生息生物種の実態解明と生物多様性の保全を推進する。</p>
5．施策の概要	<p>アジア地域の分類学ニーズ・キャパシティ調査 アジア地域の分類学研究機関に調査票を配布し、分類学ニーズ・キャパシティについて調査をおこない地域ニーズにあった国際協力を計画する。 世界分類学イニシアティブアジア地域ワークショップの開催 地域の合意に基づいた、分類学研究ならびに分類学データ共有をおこない、生物多様性の実態解明と保全計画を立案するための基盤的な知見を得る。 世界分類学イニシアティブ情報交換Webサイトの構築 アジア地域の分類学データ共有のためにWebサイトを開設し、アジア地域からの情報発信、アジア地域における分類学情報へのアクセス改善に取り組む。</p>
6．予算・税制等項目	地球環境研究総合推進費
7．実績・進捗状況	<p>アジア地域の分類学ニーズ・キャパシティ調査 アジア地域の分類学研究機関に調査票を配布し、分類学ニーズ・キャパシティについて調査をおこなった。 世界分類学イニシアティブアジア地域ワークショップの開催（マレーシア、2003年9月） アジア地域をはじめとする22ヶ国128名が参加し、既存の生物多様性研究プロジェクトとの連携による相乗的な取り組みに合意し、アジア地域作業計画を起草した。 世界分類学イニシアティブWebサイト・メーリングリストの稼働 アジア地域の分類学データ共有のためにWebサイトを開設し、上記の調査結果の一部を分類学研究者ディレクトリにとりまとめ公開した。地域内研究者の情報共有の一助としてGTIメーリングリストを開設した。（http://www-gti.nies.go.jp）</p>
8．評価	<p>アジア地域の分類学研究機関のキャパシティが明らかとなり、国等の責務として生物多様性の実態解明への分類学研究機関ニーズ、分類学データ共有のための方策が明らかとなり、地球規模生物多様性情報機構、関連するNGOと作業実施における連携をはたしたことは、わが国および国際地域における分類学振興に相乗的効果を生みだし重要な意義を有するものと評価。</p>
9．課題	<p>5．に掲げる各施策については、上記通りの進展がみられたが、分類学情報の共有の早期実現には国内研究機関への一層の周知が必要。地球規模生物多様性情報機構の国内委員会における生物多様性保全のための情報共有について十分な理解を促し、世界分類学イニシアティブとの整合性を確保することが必要。</p>

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第3章第4節1（3）
2．施策名	生物多様性条約の下での取組 （バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書（仮称）の効果的実施に向けた取組）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	
4．施策の目標など	カルタヘナ議定書は、遺伝子組換え生物の生物多様性への悪影響を防止するために、国境を越える移動に際しての手續等について定めているところ、この議定書を締結することにより、他の締約国から事前に提供される情報に基づき危険性の評価を行うことが容易となり、更に遺伝子組換え生物に関する情報交換の仕組みを利用し、またその仕組みを更に発展させるための作業を締約国として行うことによって遺伝子組換え生物の安全な利用に貢献する。
5．施策の概要	第156回通常国会において、議定書につき衆参両院の了承を得た。
6．予算・税制等項目	締約国となれば、今後事務局経費等の財政手当が必要となるため検討を要する。
7．実績・進捗状況	参議院においては4月18日（金）、衆議院においては5月22日（木）に了承を得た。今後は同じく国会に了承された国内担保法の関連省令等の整備が終了次第、遅くとも本年11月末までには議定書を締結し、2004年2月に開催される議定書の第1回締約国会議に締約国として出席する予定。
8．評価	G8ではフランスのみ本議定書を締結している中で、2002年夏のヨハネスブルグ・サミットに向けて発表された「小泉構想」において表明した通り早期締結に努力し、他の先進国に先駆け本議定書締結までの道筋を明かにしたことは意義深い。
9．課題	遺伝子組換え生物の主要な輸出国である米国、豪に議定書の意義を訴え、参加を働きかける。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第3章第4節2
2. 施策名	生物多様性関連条約との連携強化
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第5節 野生生物の保護管理 第7節 効果的な保全手法等
4. 施策の目標など	「生物多様性条約」と関連する諸条約との連携を強化し、我が国の自然環境だけでなく、地球環境全体の保全に向けて取り組むこと。
5. 施策の概要	<p>ラムサール条約 国内において、国際的な重要な湿地については、条約上の登録湿地としての指定の促進を図るとともに、国内湿地目録の作成、普及啓発等を実施する。国際的には、アジア地域を中心に条約締結、湿地保全に協力。</p> <p>ワシントン条約 「種の保存法」に基づく国内での取引規制を実施するとともに、違法行為の防止、摘発に努める。</p> <p>二国間渡り鳥条約・協定 日米、日ロ、日豪及び日中の二国間渡り鳥条約・協定に基づき、二国間の渡り鳥等やその生息環境の保護のための施策を実施する。他のアジア地域の諸国と二国間協力の枠組みの必要性について検討を進める。</p> <p>ボン条約 国際的取組みの動向を踏まえつつ、わが国としても今後「ボン条約」への対応について検討する。</p> <p>その他の条約 ・有害な化学物質等の潜在的な害から人の健康及び環境を保護するため、対象物質の輸入に関する事前のかつ情報に基づく同意の手続きについて定めたロッテルダム条約の締結を目指す。 ・ストックホルム条約の適切な実施・運用に向けた取組。</p>
6. 予算・税制等項目	<p>ラムサール条約対応湿地・渡り鳥調査（アジア地域における生物多様性保全推進費の一部） （平成14年度 11百万円）</p> <p>ワシントン条約対策費（環境省 平成14年度 10百万円） （外務省 平成14年度 97百万円 平成15年度 112百万円）</p> <p>アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費（平成14年度 26百万円）</p> <p>特になし</p>
7. 実績・進捗状況	<p>締約国会議に参加。藤前干潟など国内二箇所をラムサール条約湿地として指定し、登録された。</p> <p>締約国会議に参加。会議の結果を踏まえ、国際希少野生動植物667分類群を指定。</p> <p>平成14年11月に第12回締約国会議（チリ）では、我が国は野生動植物の保護を重視するとともに、科学的根拠に基づき「持続可能な利用」を図っていくことが必要である旨主張。平成15年4月に第49回常設委員会（ジュネーブ）へ出席。</p> <p>日米渡り鳥等保護条約会議（東京）を開催。</p> <p>特になし</p> <p>ロッテルダム条約の締結について、第156回通常国会において、衆参両院の了承を得た。</p>

また、ストックホルム条約第7回政府間交渉委員会へ出席した。

8．評価

ラムサール条約締約国会議への参加と条約湿地の指定、ワシントン条約締約国会議への参加と国際希少野生動植物種の指定、二国間渡り鳥条約に基づく会合を通じて、生物多様性に関連するこれら諸条約等との連携強化が進んだ。

ロッテルダム条約締結およびストックホルム条約の適切な実施・運営に向けた議論により、有害化学物質から人の健康及び環境を保護するための国際的な化学物質規制の枠組形成に資することとなった。

9．課題

生物多様性に関連するワシントン条約、ラムサール条約、あるいは二国間渡り鳥条約に加盟等する我が国は、これら諸条約に基づく国際的取組を一層進める必要がある。特に、ラムサール条約については、2005年までに登録湿地数を第7回締約国会議から倍増させる方針であり、我が国においても登録湿地数を増加させる取組を進める必要がある。

外務省国際社会協力部地球環境課
環境省自然環境局野生生物課

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第3章第4節3（1）
2．施策名	国際的プログラムの推進（G B I Fを通じての協力）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第6節 自然環境データの整備 第7節 効果的な保全手法等
4．施策の目標など	
<p>地球規模生物多様性情報機構（G B I F）とは、O E C Dの科学技術政策委員会（C S T P）における議論を踏まえて設立された、生物多様性に関するデータを各国で分散的に集積し、ネットワークを通じて全世界的に利用することを目的とする国際協力による科学プロジェクトである。その活動により、動物、植物、微生物、菌類等広範な生物種、生物標本データから生態系データ、タンパク質データ、遺伝子配列情報等の相互運用、利用が可能になることが期待されている。</p> <p>現在は、各国、各機関に存在する生物多様性データベースのリンク、各国のデータベースに対する標準化された仕様の提示、データベース構築の推進、発展途上国におけるデータ収集とデータベース化の支援を目標としている。</p>	
5．施策の概要	
<p>わが国は、文部科学省が科学技術振興事業団を通して、G B I Fに対して米国と並び活動資金の最大の拠出を行っているとともに、関係省庁連絡会議を設けて各省連携により国内対応について検討を進めている。またG B I F理事会の活動においては、日本より理事会副議長等を輩出しており、積極的に参画している。その他、生物標本等国内資料のデータベース化等を推進している。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>年間70万ドルの拠出金及び国内資料のデータベース化等の検討のための調査費（平成14年度 27百万円・平成15年度 22百万円）を科学技術振興事業団を通じて支出。</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>調査については、国立科学博物館、東京大学等に生物標本データベースに関する調査研究を委託しているところである。</p> <p>平成15年10月に我が国でG B I F理事会を開催することとなり、その際には生物多様性情報の国内普及活動として、科学技術振興調整費による「生物多様性情報学基盤の先導的構築」（独立行政法人国立環境研究所）の研究と連携し、世界分類学イニシアティブ（G T I）、国内学会等の各種機関による科学イベント（ワークショップ等）を併せて開催することを予定している。</p>	
8．評価	
<p>日本国内でG B I Fの活動と各種生物多様性情報に関するイベントを同時開催することにより、今後生物多様性情報に関する活動について、研究者等の間でさらなる理解が進むことが期待される。</p> <p>また、調査費において作成しているデータベースについては、今後、設置される予定のG B I F国内ノード（コンピュータネットワーク上の中核となるサーバ等のこと）において活用される予定である。</p>	
9．課題	
<p>G B I Fの設置に関するM O U（覚え書き）で定められている、国内ノードの設置と運用について本格的な検討を行うとともに、本活動が多数の省庁、機関の業務に関わることを鑑みて、関係省庁連絡会での活動をさらに活性化し、活動への参加を呼びかけていく必要がある。</p> <p>また今後とも着実に国内の標本データベースの構築を推進する必要がある。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第3章第4節3(2)
2. 施策名	国際的プログラムの推進（地球生態系診断）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第7節 効果的な保全手法等
4. 施策の目標など	ミレニアム生態系評価（MA）とアジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト（APEIS）の連携を図り、持続可能な開発に向けた取組を効果的に推進する。
5. 施策の概要	アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト（APEIS） ミレニアム生態系評価（MA）に対応したモニタリング手法、評価モデルの開発をし、MAサブグローバル評価の対象地域である中国西部を中心として、APEISの成果の提供等を通じて協力する。
6. 予算・税制等項目	アジア太平洋地域環境イノベーション戦略推進費 平成14年度550百万円の内数、平成15年度486百万円の内数
7. 実績・進捗状況	中国西部において自然資源の劣化状況のモニタリングネットワークを構築するとともに、生態系評価モデルを開発している。また、平成14年11月には、APEISとMAの合同ワークショップを開催し、流域における水管理に関連するモニタリングやモデリングの手法について検討した。
8. 評価	モニタリングネットワークの構築により、地球規模でも重要な問題となっている中国西部の生態系破壊について科学的な知見が得られた。また、APEISとMAの合同ワークショップ等を通じ、相互の連携体制が強化されている。
9. 課題	APEISの成果をよりMAに反映させるとともに、政策決定プロセスへの反映を目指し相互の情報発信を強化する。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第3章第4節3（5）
2．施策名	国際的プログラムの推進（地球圏・生物圏国際協同研究計画（IGBP））
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第6節 自然環境データの整備
4．施策の目標など	
<p>全地球を支配する物理的・化学的・生物的諸過程とその相互作用を究明することによって、過去から現在、未来に至る地球環境とその変化、さらに地球環境に対する人間活動の影響について解析を進める。</p>	
5．施策の概要	
<p>地球規模海洋生態系変動研究計画（GLOBEC）：地球温暖化や海洋汚染等が多様性に富む海洋生態系に与える影響の解明、海洋生態系の変化が炭素循環や地球変化に与える影響の解明及び地球変化の海洋生物資源に対する影響を予測するモデルを開発する。</p> <p>土地利用・被覆変化研究計画（LUCC）：人間活動に起因する土地利用・被覆変化によって、物質循環や生態系の多様性が損なわれる過程の動態を解明することを目的とする。</p>	
6．予算・税制等項目	
地球圏・生物圏国際共同研究計画（IGBP）拠出金 平成14年度予算18百万円、平成15年度予算18百万円	
7．実績・進捗状況	
<p>西部北太平洋を対象にした国際共同研究を指導的に展開。毎年、米、加、中、韓、ロ各国と協力して年4回程度 PICES-GLOBEC 関連のワークショップを開催してきている。</p> <p>LUCC の3つの Focus オフィスのうち一つ（Focus2）を東京大学で運営し、土地利用・土地被覆変化のモニタリング・モデリングに関する研究をリードしている。また、インドで2002年12月にワークショップを開催するなどアジア地区のネットワークを構築している。</p>	
8．評価	
<p>魚類を含めた国際的な海洋生態系モデリングプログラムを開発するとともに、歴史的資料の解析を行い、気候変動と海洋生態系変動の関係のダイナミクスの解明を進展させた。</p> <p>土地利用変化をミクロスケールでシミュレートするモデルを構築し、生態系モデルとの連携を可能にするなど、人間活動が植物生態系や多様性に与える影響を定量的に評価するための基礎を築いた。</p>	
9．課題	
<p>生態系変動の予測のための数値モデルに必要な野外実験によるパラメータ値の推定と、長期モニタリングデータの取得、およびそれらの品質を向上させて管理する必要がある。</p> <p>クリアリングハウスの構築などにより長期的な土地利用変化に関するデータの収集や共有化を進めることが必要である。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第3章第4節3（6）
2．施策名	国際的プログラムの推進（UNESCOを通じての協力）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第1節 重要地域の保全と生態的ネットワーク 第7節 効果的な保全手法等
4．施策の目標など	
<p>生物圏保存地域を指定し、自然生態系における動植物の保護、その遺伝的多様性の保存及び該当地域を研究、教育訓練の場として利用することを目的とするともに、各国における生物圏保存地域間での世界的ネットワークの形成を目標としている。また、本ネットワークを用いて、アジア太平洋地域の研究者の育成を図る。</p>	
5．施策の概要	
<p>ECOTONEの開催 1992年以降「破壊された沿岸生態系の管理と修復」をテーマに沿岸生態系及びエコトーンを主な対象とするセミナーを実施。 ASPACO（アジア太平洋生物圏保存地域及び同様管理保護地域における再生可能資源の持続的利用に関する協力会議）の開催 アジアと太平洋地域の沿岸生態系の保全とそのための人材育成を目指したプロジェクトであり、2000年から会合等を実施。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>ユネスコ持続可能な開発のための科学振興事業信託基金（平成14年度20百万円、平成15年度18百万円）の一部を用いて事業を実施。 ユネスコ人的資源開発信託基金（平成12年度予算13億円）の一部（約111万ドル）を用いて事業を実施。</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>平成15年3月にECOTONEフェーズ第1回会合を開催予定であったが、国情等の理由から延期となり、平成15年秋（11月頃）に開催予定。 ASPACO第3回会合が平成14年10月2日～4日に沖縄県で開催された。</p>	
8．評価	
<p>人材育成、ネットワーク形成等のためには継続的にセミナー等を実施することが重要である。ECOTONE、ASPACOともにほぼ毎年会合を開催しており、生物多様性の保全、生態ネットワークの形成に大きく寄与していると評価。</p>	
9．課題	
<p>5．に掲げる各施策については人材育成、ネットワーク造りに大きな効果をあげてきたが、今後本事業をどのように収束させていくか検討することが必要。 5．に掲げる両施策の連携をどのように図るか検討し、密接な連携を図ることが必要。</p>	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第3章第4節3(10)
2. 施策名	国際的プログラムの推進（アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全）
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第5節 野生生物の保護管理 第7節 効果的な保全手法等
4. 施策の目標など	生物多様性の保全と持続可能な利用を効果的に進めていくため、二国間、多国間、先進国間、途上国間等様々な形態の交際のプログラムに積極的に関与すること。
5. 施策の概要	アジア太平洋地域における渡り鳥性水鳥の保全 第 期戦略の履行推進のため、シギ・チドリ類等の重要生息地ネットワークの拡充を図るとともに、クロツラヘラサギ等の絶滅のおそれのある種について保全行動計画の策定を進める。
6. 予算・税制等項目	アジア地域における生物多様性保全推進費の一部 39百円 (第 期アジア太平洋地域渡り鳥保全戦略の推進及び渡り鳥行動追跡調査)
7. 実績・進捗状況	第7回アジア太平洋地域渡り性水鳥保全委員会に参加、我が国が副議長を務めた。ツル類及びガンカモ類のフライウェイ・オフィサー及び作業グループ議長を日本のNGOが担当。日本国内実施計画について検討するとともに、「日本の渡り性水鳥の保全 アジア太平洋地域渡り鳥保全戦略への日本の取り組み」を開催した。
8. 評価	我が国の取り組みにより、渡り鳥及びその生息地を保全するための多国間プログラムに対するアジア地域各国の参加を促すことができた。我が国の生息地ネットワーク参加地と、各国参加地間での交流が進んだ。
9. 課題	アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全を進めるため、より多くの参加国を得ること、重要生息地ネットワークの拡充を図ることが必要となっている。

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第3章第4節3(12)
2．施策名	国際的プログラムの推進（南極地域観測事業）
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第6節 自然環境データの整備
4．施策の目標など	
南極の海洋・陸上の生態や生物相を対象とし、地球環境変動を監視・研究する環境モニタリング研究観測の充実。	
5．施策の概要	
<p>南極地域観測第 期5か年計画（当初、平成13年度から17年度を計画）による、生物・医学系部門が担当するモニタリング研究観測の実施。</p> <p>海洋生産モニタリングでは、南極海域における動植物プランクトンの現存量の連続観測等を行い、極域における環境変動を海洋低次生産者群集の変化から把握する。</p> <p>海洋大型動物モニタリングでは、大型捕食者であるアデリーペンギンなどの固体数調査等を行い、海水変動に対する個体群変動をモニタリングする。</p> <p>陸上生態系長期変動モニタリングでは、土壌微生物の変化をモニタリングすることにより、温暖化に対応した植生の変化に関する基礎データを取得する。</p>	
6．予算・税制等項目	
<p>平成14年度20百万円，平成15年度当初予算20百万円</p> <p>平成14年度22百万円，平成15年度当初予算12百万円</p> <p>平成14年度3百万円，平成15年度当初予算3百万円</p>	
7．実績・進捗状況	
<p>海洋生産モニタリングでは、南極・昭和基地への「しらせ」往復航路上で採集している表面海水および停船海洋観測点における表面海水について、その中に出現する植物プランクトンのデータベースを作成している。</p> <p>海洋大型動物モニタリングでは、基地周辺のアデリーペンギンの個体数変動のデータをまとめている。</p> <p>陸上生態系長期変動モニタリングでは、雪鳥沢地域を中心とする蘚苔類の検索マニュアルのweb版（日本語，英語）を発行し、関連データレポートを発行している。</p> <p>3つの研究課題において南極観測に直接参加する担当隊員の規模には年度間で変動があるが、上記観測は毎年継続している。</p>	
8．評価	
南極から地球規模環境変動を監視する上で、上記 ， ， におけるモニタリング観測の実績は極めて基盤となる領域であると高い評価を受けている。	
9．課題	
上記 ， ， のモニタリングを行う観測手法は年々進歩しているが、長期観測を通じて、観測データの品質を管理する必要がある。手法間での相互検定が必要になってきている。また、毎年の観測者が同一ではなく、特に現場での目視観測をベースとする領域ではデータ品質保持が重要な課題である。	

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1. 第4部における事項番号	第3章第4節3（13）
2. 施策名	国際的プログラムの推進（東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET））
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第7節3 国際的取組
4. 施策の目標など	東アジア地域において酸性雨による生態系等への影響を未然に防止するため、東アジア地域共同の取組である「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」の活動を推進することにより、東アジア全体として酸性雨対策を推進する。
5. 施策の概要	<p>東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金 平成13年1月から本格稼働を開始している東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）を財政的に支援するため、その事務局及び技術センターの運営に必要な経費を任意拠出の形でEANET事務局の信託基金に拠出する。</p> <p>酸性雨対策国際協力事業 東アジア諸国に対し、酸性雨のモニタリング戦略・計画策定、技術指導、研修活動等の支援事業を実施し、関係諸国・機関との協力の下にEANET活動の円滑な推進を側面から支援する。</p>
6. 予算・税制等項目	<p>東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金 平成14年度予算165百万円、平成15年度当初予算165百万円</p> <p>酸性雨対策国際協力事業 平成14年度予算40百万円（補正38百万円）、平成15年度当初予算30百万円</p>
7. 実績・進捗状況	<p>EANET参加国の増加及びモニタリング地点の増加により、EANETモニタリング体制の拡充・強化がなされた。</p> <p>EANET参加国における酸性雨モニタリングの技術的能力の向上がなされた。</p>
8. 評価	EANET活動を推進することによる、東アジア全体としての酸性雨対策の推進については、着実に進められている。
9. 課題	<p>今後もEANET参加国の増加が見込まれることから、EANETを円滑に推進するため、東アジア諸国のモニタリング能力向上のための国際協力の継続が必要である。</p> <p>現在、EANETの運営経費の大部分を日本が拠出している状態であり、今後、EANET運営に係る財政負担の適切なあり方についてオーナーシップの重要性の観点等を踏まえ、参加各国との合意形成を図り、EANETの財政面に関する基盤の強化が必要である。</p> <p>EANETの活動を推進することにより、国際協調に基づく酸性雨対策（特に発生源対策に結びつく施策）の枠組みづくりを目指すことが必要である。</p>

具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

1．第4部における事項番号	第3章第4節4
2．施策名	開発途上国への協力
3．第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第7節3 国際的取組
4．施策の目標など	
<p>開発途上国に対して、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画立案・策定・実施、人材育成、施設の整備等の様々な側面で積極的に支援するとともに、ともに協力しつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用の促進を図り、世界レベルの生物多様性の保全に寄与する。</p>	
5．施策の概要	
<p>政府開発援助の効果的活用</p> <p>政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国連環境特別総会における21世紀に向けた環境開発支援構想（ISD）の表明を受けて、環境分野の政府開発援助の強化に努める。</p> <p>環境意識向上に向けた支援</p> <p>生物多様性の保全と持続可能な利用について積極的な取組が促進されるよう、政策対話の努力を継続・強化するとともに、環境教育プログラムの推進を支援する。</p> <p>戦略的な研究の促進と技術・ノウハウ等の移転</p> <p>途上国において不足している生物多様性保全に関する情報・施設等の充実を支援するとともに、途上国の対処能力の向上を支援するため、わが国の有する技術・ノウハウ等の移転を図る。途上国の経済・社会制度及び開発計画と両立する手法の導入による生物多様性保全のためのモデルプロジェクト等の実施を途上国と共同で推進する。</p> <p>民間団体等の活動の支援</p> <p>環境事業団の地球環境基金等により開発途上国等国内外における民間団体等による取組を支援する。</p> <p>援助の実施に際しての生物多様性への配慮</p> <p>各機関において環境配慮に関するガイドラインを的確に運用するとともに、人材の養成を始め、環境配慮の実施のための基盤を強化し、国際機関等とも連携しながら、適切かつ効果的な環境配慮を実施する。援助実施中の状況調査に加え、援助案件の完成後の評価を行う。</p> <p>自然環境の保全</p> <p>特に社会経済、生物多様性の両面からわが国と密接な関係を持つアジア地域を中心に、自然環境データ整備、渡り鳥・湿地保全、希少種保護、国立公園の各項目に重点を置いて積極的な協力を進める。</p> <p>サンゴ礁の保護</p> <p>貴重なサンゴ礁の環境・生態系を保護し、自然資源の持続的な利用を可能なものにするとともに、サンゴ礁及び関連する生態系についての研究、保全及び普及啓発を図る。</p> <p>熱帯生物資源の保護及び利用</p> <p>開発途上国における熱帯生態系に関する生物多様性の保全及び持続可能な利用のための能力構築に積極的に協力する。二国間協力だけでなく、アジア地域の情報交換機構（クリアリングハウスメカニズム）や研究協力ネットワークの構築に努める。</p> <p>林業分野における国際協力</p> <p>天然林の生態系に関する基礎的な研究を通じた天然林施業技術の体系化の推進、それらを実際の現場での施業技術の的確な運用に結びつけていくための実施体制の整備とその核となる森林・林業技術者の確保・養成、代表的な生態系や景観を有した森林や、絶滅のおそれのある種が生息する森林の管理、土砂流出の防止等環境保全のための森林の保全・造成に関する技術協力、資金協力、を推進する。</p> <p>漁業分野における国際協力</p> <p>開発途上国地域における水産業の振興と魚類生態系の保全に関する技術協力その他国際協力の推進に努める。他ドナー及び国際機関等と連携しつつ、バランスのとれた協力を推進する。</p>	

遺伝子組換え生物の利用等の安全性に係るリスク評価専門家の登録

カルタヘナ議定書を円滑に運用するため、開発途上国が輸入を決定する際のリスク評価について協力する専門家を登録する。

6. 予算・税制等項目

～ 特になし

地球環境基金 平成14年度805百万円、平成15年度801百万円。

NGO 事業補助金予算 平成14年度、平成15年度ともに541百万円。

日本 NGO 支援無償資金協力予算 平成14年度20億円、平成15年度22億円。

～ 特になし

無償資金協力では、地球環境無償(平成13年度より「クリーン・エネルギー無償」と「植林無償」とを統合したもの。)として、平成14年度50億円、平成15年度55億円を予算計上している。

特になし

7. 実績・進捗状況

2002年(平成14年)8月、持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)に先立ち、それまでの「21世紀に向けた環境開発支援構想(ISD)」を改め「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ(EcoISD)」と称する包括的な中・長期環境協力計画を発表した。これには、我が国が途上国に対して行う支援策が示されている。

(EcoISDの概要)http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/seisaku_2/wssd_gai.html

(EcoISD本文)http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/seisaku_2/wssd.html

インドネシアにおいて技術協力プロジェクト「マングローブ情報センター計画」及び「生物多様性保全計画フェーズ」、メキシコにおいて開発福祉支援事業「シエラゴルダ生物保護区半乾燥地帯における環境教育及びコミュニティ開発」を実施。

後述の「インドネシア生物多様性保全計画フェーズ」「マレーシア・ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム協力」「インドネシア森林火災予防計画フェーズ2」「ブラジル・アマゾン森林研究計画フェーズ2」「マレーシア水産資源・環境研究計画」等において、戦略的な研究の促進、技術・ノウハウ等の移転を実施。

地球環境基金により、226件の環境保全活動に対し助成を実施した。このうち、自然保護・保全・復元の分野については22件、91百万円。

平成14年度のNGO事業補助金実績は10事業、約3,400万円。

平成14年度の日本NGO支援無償資金協力実績(生物多様性関連)は、4事業、約1,450万円。

(イ)国際協力銀行(JBIC)では、円借款を供与する際に環境・社会への配慮を確認するために、OECDの環境コモンアプローチ、開発援助委員会の環境に関するグッドプラクティス等のOECDでの議論等を踏まえ、それまでの国際金融等業務(OOF)と海外経済協力業務(ODA)のそれぞれのガイドラインを統合し、2002年(平成14年)4月に新環境ガイドライン(環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン)を策定した。JBICは、新たなチェックリストの使用、新たなカテゴリー分類の適用やその結果の公開、環境レビュー結果の公開など、新環境ガイドラインの一部を既に2002年(平成14年)10月より施行しており、2003年(平成15年)10月には完全施行する予定である。

(ロ)国際協力事業団(JICA)では、既存のガイドラインを改定し新たなJICA環境社会配慮ガイドラインを策定するため、2002年(平成14年)12月から議論を開始している。2004年(平成16年)3月を目途にガイドラインの作成を終え、2004年(平成16年)4月より1年間の試行期間を設ける予定。

(イ)国際協力事業団(JICA)によるインドネシア生物多様性保全計画は、平成15年6月にフェーズが終了し、終了時点検の結果、動物標本収蔵システムの確立、生物多様性情報システムの構築、モデル公園における環境教育プログラムの展開、希少種保護計画の策定などの成果が確認された。

(ロ)インドネシアでの経験も踏まえ、調査研究・教育、公園管理、野生動物生息域管理、環境意識の啓発に関する総合的な協力である「マレーシア・ボルネオ生物多様性・生態系保全プログ

ラム協力」を2002年（平成14年）2月に開始。これまでに地域住民の環境意識啓発を支援する住民参加型のワークショップの実施、環境教育用資料の作成、野生生物管理に必要なモニタリング体制の構築、関係機関の連携・強化の支援等を行った。

（イ）フィリピンにおいて「北部パラワン持続可能型環境保全事業」を有償資金協力として引き続き実施。

（ロ）国際サンゴ礁イニシアティブに基づき、太平洋地域における拠点として無償資金協力により「パラオ国際サンゴ礁センター」を設立。同センターの研究、教育等の機能強化のために「パラオ国際サンゴ礁センター強化プロジェクト」を技術協力により実施中（2002年10月～2006年9月）。

（ハ）「サンゴ礁保全」集団研修を引き続き実施。

タイ、インドネシア及びマレーシアにおいて「生物多様性保全と持続的利用等に関する研究協力事業」を引き続き実施。

（イ）無償資金協力では、2002年度（平成14年度）は以下の植林案件（合計約19億円）を地球環境無償で実施している。

- ・ベトナム / 中南部海岸保全林植林計画（供与限度額：3.48億円）
- ・インドネシア / 国立公園森林火災跡地回復計画（供与限度額：1.11億円）
- ・セネガル / 沿岸地域海岸保全林植林計画（供与限度額：2.74億円）
- ・ミャンマー / 中央乾燥地植林計画（供与限度額：4.80億円）
- ・中国 / 黄河中流域保全林造成計画（供与限度額：4.89億円）
- ・中国 / 第二次黄河中流域保全林造成計画（供与限度額：1.79億円）

（ロ）有償資金協力では、2002年度（平成14年度）は以下の植林案件を実施している。

- ・インド / パンジャブ州植林開発計画（ ）（供与限度額5,054百万円）
- ・インド / ラジャスタン州植林・生物多様性保全計画（供与限度額9,054百万円）
- ・インド / アジャンタ・エローラ遺跡保護観光基盤整備計画（ ）（供与限度額7,331百万円のうち37百万円が植林部分）
- ・中国 / 甘肅省植林植草計画（供与限度額12,400百万円）
- ・中国 / 内蒙古自治区植林植草計画（供与限度額15,000百万円）

（ハ）インドネシアにおける「森林火災予防計画フェーズ2」、ブラジルにおける「アマゾン森林研究計画フェーズ2」等のプロジェクト方式技術協力を引き続き実施している他、ベトナムにおける「中部高原地域森林管理計画調査」、セネガルにおける「プティト・コート及びサルーム・デルタにおけるマングローブの持続的管理に係る調査」、ミャンマーにおける「エーヤーウェイ・デルタ住民参加型マングローブ総合管理計画調査」、オマーンにおける「マングローブ林再生・保全・管理計画調査」などの開発調査を実施。

マレーシアにおいて技術協力プロジェクト「水産資源・環境研究計画」を引き続き実施。

我が国から14名の専門家を登録している。

8. 評価

自然環境保全を含む包括的な中・長期環境協力計画を発表し、援助の実施に際しての生物多様性への配慮の手続き策定が進展するとともに、個別のプロジェクトが進展したことは、わが国の生物多様性の保全上重要な意義を有するものと評価。

9. 課題

5. に掲げる各施策については上記評価どおりの進展が見られたが、「国際機関、他の先進国の援助機関等との連携・協調」「国内基盤の整備」「遺伝子組換え生物の利用等の安全性」については、具体的な進展がなく、今年度以降迅速に進めていくことが必要。